

# 第二次 稲城市子ども・子育て支援事業計画

～いなぎみんなで子育てプラン～

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

稲城市



## ごあいさつ



本市では、平成17年3月に稲城市次世代育成支援行動計画の前期行動計画、平成22年3月に後期行動計画を策定し、「育ち育てる力をみんなで応援」を基本理念に、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮して、子育て家庭を支援していくための様々な事業に取り組んでまいりました。

平成24年8月に成立した、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法により、平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」が開始されています。

本市では、平成27年に「稲城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代育成支援行動計画における事業の成果と課題を踏まえ、次世代育成支援対策事業の継続と推進を行ってまいりました。

近年、核家族化の進行といった子育て家庭を取り巻く環境の変化などを背景に、児童虐待や子どもの貧困といった新たな課題が浮かび上がっています。

こうした社会的背景を踏まえ、誰もが安心して子育てを行える環境づくりを目指した施策展開を目標に、市民ニーズ調査をはじめ、市民説明会及び意見公募による市民の意見などをお聴きしながら、子ども・子育て会議での検討を経て、今後5か年の計画として「第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、稲城市子ども・子育て会議において進捗状況の管理を行うこととし、市として、着実に計画の推進を図ってまいります。

令和2年3月

稲城市長 高橋勝浩



# 目次

## 第1部 総論.....

第1章 計画の概要.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
5 計画の推進.....	6
6 子ども・子育て支援新制度.....	7
第2章 計画の基本的な考え方.....	11
1 基本理念.....	11
2 計画の視点.....	12
3 基本目標.....	14

## 第2部 子どもや子育て家庭の現状.....

第1章 稲城市における子育てをめぐる環境.....	21
1 人口動態と子ども世帯.....	21
2 少子化の動向.....	23
3 教育・保育環境の状況.....	28
第2章 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果.....	31
1 ニーズ調査の対象.....	31
2 ニーズ調査結果の概要.....	32

## 第3部 各論.....

計画の体系図.....	40
第1章 地域の子育て支援.....	42
1 乳幼児期の教育・保育の充実.....	42
2 地域の子育て支援の充実.....	53
3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供.....	59
4 子育てボランティア等への支援.....	63
5 子どもの健全育成.....	64
6 経済的支援の充実.....	68

第2章 親と子の健康の維持と増進.....	71
1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実.....	71
2 食育の推進.....	76
3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実.....	79
4 小児医療の充実.....	81
第3章 心身の健やかな成長のための教育環境の整備.....	82
1 次代の親づくり.....	82
2 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備.....	83
3 家庭や地域の教育力の向上.....	85
第4章 子育て家庭にやさしい生活環境の整備.....	88
1 良好な居住環境の整備.....	88
2 子育てにやさしい環境の整備.....	89
3 安全・安心まちづくりの推進.....	90
第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	91
1 男女の働き方等の見直し.....	91
2 仕事と子育ての両立支援.....	92
第6章 子どもの安全の確保.....	93
1 子どもの交通安全の確保.....	93
2 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進.....	93
3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	95
第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援.....	96
1 児童虐待防止対策の充実.....	96
2 ひとり親家庭の自立支援.....	98
3 子どもの貧困対策の推進.....	101
4 障害児施策の充実.....	107

## 資料編 .....

1 子ども・子育て支援法の抜粋.....	113
2 市民説明会と意見公募における主な意見.....	117
3 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画策定経過.....	120
4 稲城市子ども・子育て会議条例.....	121
5 稲城市子ども・子育て会議 委員名簿.....	123



# 第1部 総論







## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など子育てをめぐる家庭環境や地域社会の状況は変化しています。また、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあるなど、子育て家庭を取り巻く社会や経済の環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況です。

このような状況に鑑みれば、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で協働し支援していくことが必要です。

これまで、国においては、平成12年に「健やか親子21」を策定し母子保健の向上を図り、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」を策定し、子育て支援を推進してきました。平成26年6月には、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進などを通じた“夢をつむぐ子育て支援”の実現のため、少子高齢化に正面から取り組むことが掲げられています。

男性・女性を問わず、喜びを感じながら積極的に育児を行うために重要な要素である、働き方改革としては、平成19年に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の策定、平成29年3月には、「働き方改革実行計画」を策定し、子どもを生んでも仕事を続けられるための支援強化など、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

特に子ども・子育ての分野について、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等のため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から本格施行されています。

また、近年子どもの貧困率が高くなっていることから、平成26年に子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、令和元年6月には、市町村において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努力義務が課されました。

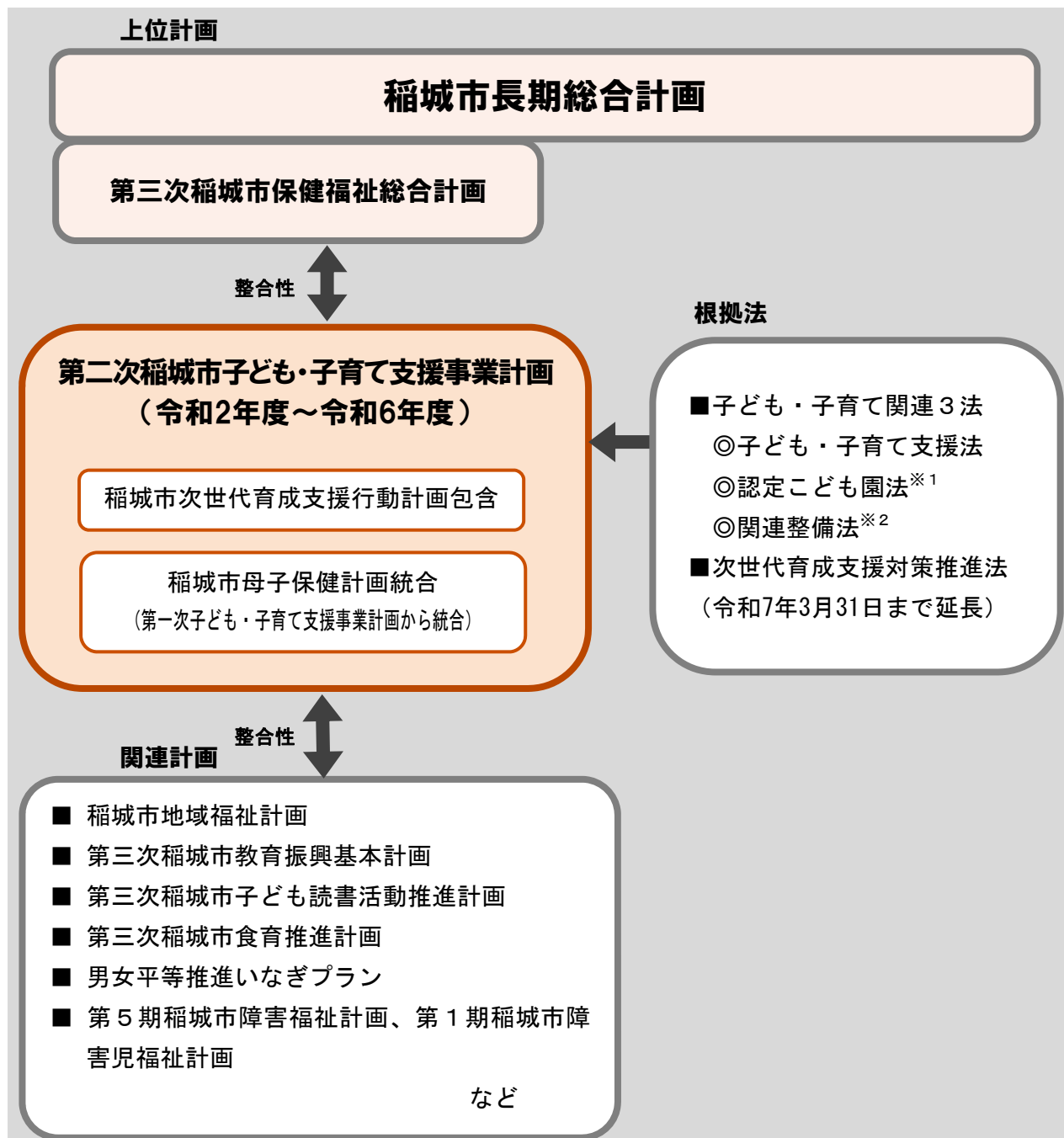
稲城市では、これまで「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を、平成22年には「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定、また、10年間の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が、令和7年3月31日までの延長となったことから、本市においてそれまで推進してきた「稲城市次世代育成支援行動計画」は「稲城市子ども・子育て支援事業計画」に継承され、次代を担う子どもたちの育成を支援するため平成26年度からは幼稚園分野も市長部局の子育て支援課で一元化し、様々な事業を展開してきました。

「第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画」においては、これまでの取り組みの成果を継承し、より手厚い次世代育成支援及び子育て支援を推進いたします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村計画の内容を盛り込み作成する計画で、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含する計画です。

▼図表1-1-1 上位・関連計画、関連法案との関係



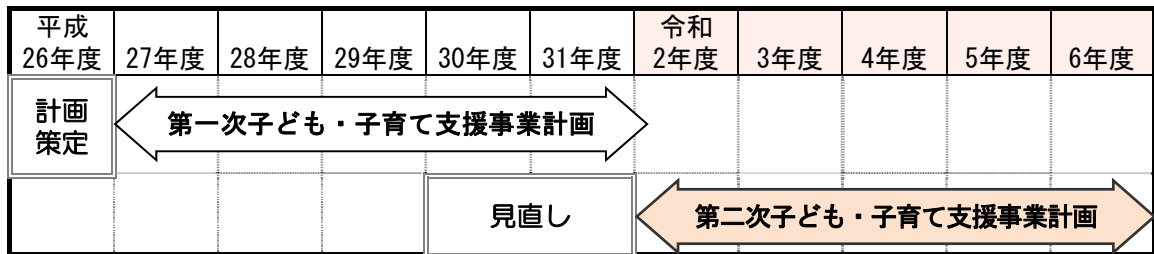
※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間（法定期間）と定められています。

▼図表1-1-2 計画の期間



### 4 計画の策定体制

#### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童・妊娠中の方、小学校児童をもつ保護者や中学生本人に対しニーズを把握するために、平成30年9月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

#### (2) 稲城市子ども・子育て会議による審議

本市では、本計画の内容を審議するため、稲城市子ども・子育て会議において、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による審議を行いました。

#### (3) 意見公募の実施

- ▽募集期間 令和2年2月1日～令和2年2月29日
- ▽方 法 計画案を市ホームページ、市役所情報公開コーナー、子育て支援課窓口、各出張所、各文化センターに設置し、専用の用紙により子育て支援課窓口、郵送、ファクス又は市ホームページの専用メールフォームから意見を受付
- ▽件 数 42件

#### (4) 市民説明会の実施

- ▽実施日 令和2年2月22日（土）
- ▽実施場所 地域振興プラザ
- ▽参加人数 27人

## 5 計画の推進

### (1) 市の推進体制

本計画の進捗状況と施策展開の評価などは、稲城市子ども・子育て会議において調査審議等を行い、着実な進行管理と施策の推進に努めます。

なお、主要事業のうち、他の計画等で目標管理を行っている事業については、本計画に基づく進行管理は行いません。

また、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策については、中間年度（令和4年度）に見直しを行います。

### (2) 市民と行政が一体となった推進体制

本計画を推進するにあたっては、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、行政などが計画への理解を深め、共通認識の下、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力していくことが重要となります。

また、児童相談所、保健所、警察など関係機関と連携・協力をさらに強化した推進体制で取り組んでいきます。

### (3) 効率的・効果的な事業の実施

市民の要望を的確にとらえ、公共性や公益性に配慮しながら効率的・効果的に主要事業を推進していきます。また、主要事業を市民にわかりやすく説明し、ホームページなどを通して公表していきます。

## 6 子ども・子育て支援新制度

### (1) 子ども・子育て支援新制度の概要

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立、平成27年4月より本格施行されている「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

#### ◆新制度の主なポイント

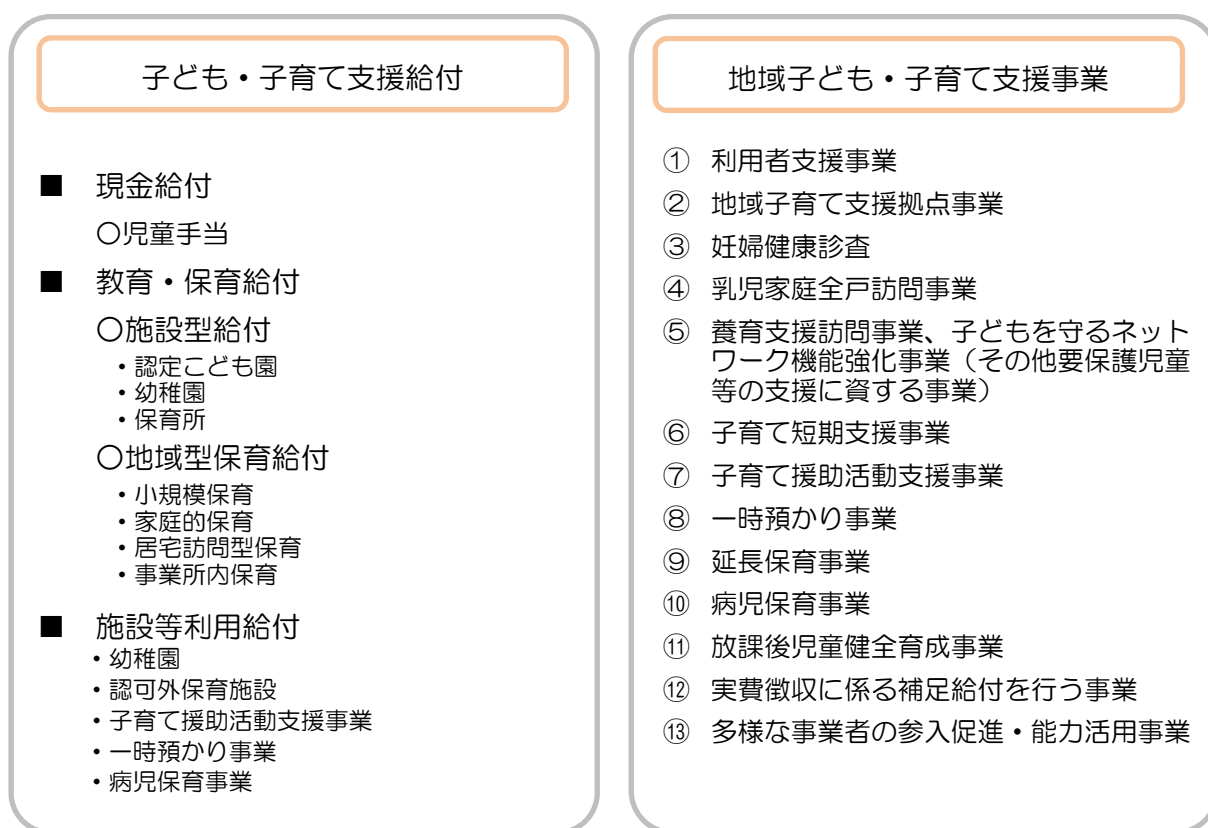
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改正（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
  - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 市町村が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・国、都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
  - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制
  - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
  - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
  - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務
- 施行時期
  - ・平成27年4月に本格施行

## (2) 新制度の事業体系

子ども・子育て支援新制度では、児童手当の支給を「現金給付」、認定こども園・幼稚園・保育所・家庭的保育等の、施設を通じた給付を「教育・保育給付」として、さらに、令和元年10月からは認可外保育施設等利用者への幼児教育・保育の無償化として施設等利用給付が追加され、これらを総称して「子ども・子育て支援給付」と規定しています。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、市町村が地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

▼図表1-1-3 新制度における事業の体系



## (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとなっています。※「量の見込み」とは、必要量の見込みのことです。

本計画においては、各事業に応じて区域を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保の内容を設定します。

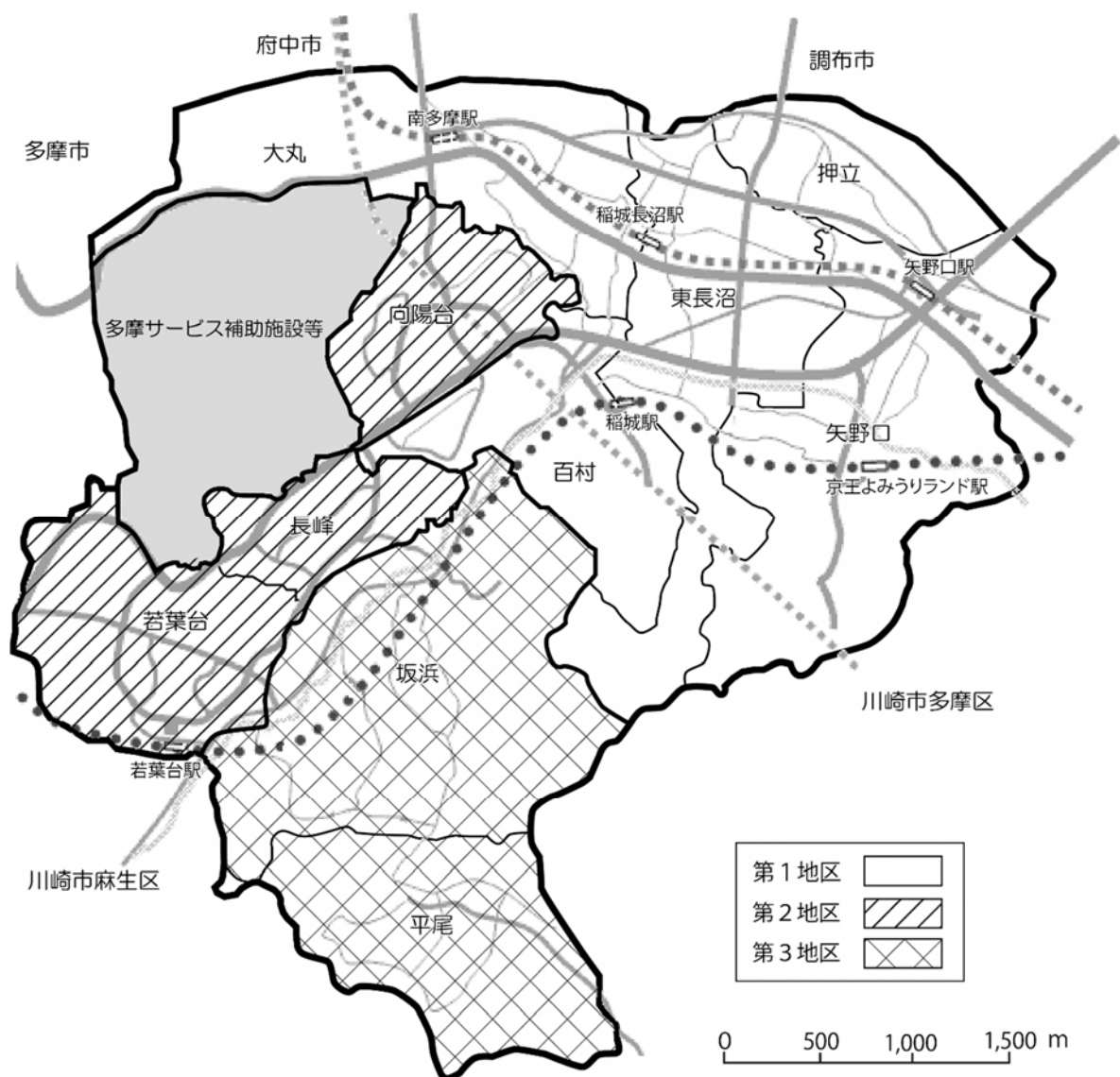
(4) 乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定

本計画で設定する区域として、保育については、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から通うことが可能な区域として、本市では第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）、第2地区（向陽台、長峰、若葉台）、第3地区（坂浜、平尾）を設定します。

幼稚園については、通園バスや実際の通園状況等を勘案し、市全体で1区域として設定しています。

地域子ども・子育て支援事業については、各事業の種別に応じて設定しました。

▼図表1-1-4 区域設定地図





○子ども・子育て支援法に基づく事業と区域設定

▼図表1-1-5 子ども・子育て支援法に基づく事業と区域設定

類型	新制度における事業名	稲城市における事業名	拠点区域設定	該当ページ
教育・保育給付	教育給付 (幼稚園、認定こども園)	幼稚園、認定こども園	1区域	P44
	保育給付 (保育所、認定こども園等)	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等 保育所、認定こども園	3区域	P45~P49
地域子ども・子育て支援13事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	認定こども園の特別支援教育	—	P51
	延長保育事業	延長保育事業	3区域	P52
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	1区域	P52
	地域子育て支援拠点事業	あそびの広場事業・子育てひろば事業	3区域	P55
	一時預かり事業	・幼稚園在園児対象の預かり保育及び 幼稚園型一時預かり事業 ・保育所等における一時預かり事業	幼稚園：1区域 保育所：3区域	P57
	子育て短期支援事業	子ども緊急ショートステイ事業	1区域	P58
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	1区域	P58
	利用者支援事業	利用者支援事業	—	P62
	放課後児童健全育成事業	学童クラブ	3区域	P67
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収補足給付事業	—	P70
	妊婦健康診査	妊婦健康診査	1区域	P72
	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	1区域	P74
	養育支援訪問事業	・養育支援訪問事業 ・育児支援ヘルパー事業	1区域	P98

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

## 育ち育てる力をみんなで応援

本計画を推進するための基本的な理念は、「育ち育てる力をみんなで応援」をテーマに掲げ、市民、地域、行政がそれぞれの役割分担を明確にしたなかで、行政が地域社会における全ての子育て家庭への支援を、充実・強化していきます。

### 「子育て家庭」は

保護者が子育てについて、第一義的な責任を有するという基本的認識の下で、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事ができるよう取り組みます。

### 「地域」は

PTA、児童委員、子育てサークル、その他地域の住民などが、地域の子どもや保護者に寄り添い、地域支援活動や見守りなどを通じて、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、地域の子育て支援力を強化します。

### 「行政」は

全ての子どもや子育て家庭を対象とした、出会いや交流の場となるような取り組みや、障害・疾病・虐待・貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族への支援を促進します。

また、ワーク・ライフ・バランスの充実等のための取り組みを推進します。



## 2 計画の視点

### (1) 子ども・子育て支援新制度推進の視点

子ども・子育て支援新制度に基づく事業を推進し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

### (2) 子どもの視点

子育ては男女が協力して行うべきものという前提の下に、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

### (3) 次代の親づくりという視点

子どもは、次代の親となるという認識の下に、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

### (4) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化に伴い、子育て支援に関する利用者のニーズも多様化していることから、個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

### (5) 社会全体による支援の視点

子育ては父母等の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていきます。

### (6) ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

働き方の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であることから、関係者が連携して、地域の実情に応じて取り組んでいきます。

### (7) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

計画全体を通じて、結婚・妊娠・出産・育児における切れ目のない支援を推進します。

**(8) 全ての子どもと家庭への支援の視点**

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう体制を整備し、広く全ての子どもと家庭へ支援を行います。

**(9) 地域における社会資源の効果的な活用の視点**

子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体、社会福祉協議会や子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験者など、地域の様々な社会資源を十分かつ効果的に活用します。

**(10) サービスの質の視点**

サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要であることから、人材の育成とサービスの質の向上の取り組みを進めます。

**(11) 地域特性の視点**

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、稲城市の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていきます。



### 3 基本目標

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画においては、第三次稲城市保健福祉総合計画の子ども福祉分野の基本目標と同様に、以下の7つの目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

- I 地域の子育て支援
- II 親と子の健康の維持と増進
- III 心身の健やかな成長のための教育環境の整備
- IV 子育て家庭にやさしい生活環境の整備
- V ワーク・ライフ・バランスの推進
- VI 子どもの安全の確保
- VII 特別な支援を必要とする子どもへの支援

#### I 地域の子育て支援

全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援の充実を図るとともに、利用しやすく、より有効なものとなるよう取り組みを推進し、仕事と育児の両立を支援します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、子育て中の親の仲間づくりを推進します。さらに、子どもの健全な育成に向けた各種活動の活発化に努めます。

#### 基本施策

1. 乳幼児期の教育・保育の充実
2. 地域の子育て支援の充実
3. 子育てに関する相談体制の充実と情報提供
4. 子育てボランティア等への支援
5. 子どもの健全育成
6. 経済的支援の充実

## II 親と子の健康の維持と増進

母と子の健康づくりや相談・指導を通じた育児不安の軽減に努めるとともに、食育の推進や思春期からの健康づくりの充実を図ります。

また、安心して子どもを生み、育てられるよう小児医療の充実を図るなど、保健・福祉・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

### 基本施策

1. 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実
2. 食育の推進
3. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
4. 小児医療の充実

## III 心身の健やかな成長のための教育環境の整備

家庭を築き、子どもを育てることの大切さや意義を理解する次代の親づくりに努めます。

また、次代を担う子どもたちが成長とともに豊かな心、健やかな身体、確かな学力を育んでいくことができるよう、学校の教育環境や教育内容の充実にも努めるとともに、家庭、学校、地域が連携して、それぞれが本来もつ教育力の向上を図ります。とりわけ、子どもたちが自然体験や社会体験などをする機会が少なくなるなかで、地域において子ども同士だけではなく、大人たちとの交流を促進します。

### 基本施策

1. 次代の親づくり
2. 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備
3. 家庭や地域の教育力の向上

## IV 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した住宅や居住環境の整備を図ります。

また、安心して外出できる公共施設、道路交通環境等のバリアフリー化や、子どもやその保護者はもちろん、全ての市民が生活しやすいユニバーサルデザインを推進した環境を整備します。

### 基本施策

1. 良好な居住環境の整備
2. 子育てにやさしい環境の整備
3. 安全・安心まちづくりの推進

## V ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加しているなか、安心して子どもを産み育てられる家庭を築けるよう、企業に対して、働き方等の見直しへの理解と協力を求めます。

また、男女を問わず育児休業等の普及啓発など、子育て家庭が働きやすい環境づくりに向けた取り組みを図ります。

### 基本施策

1. 男女の働き方等の見直し
2. 仕事と子育ての両立支援

## VI 子どもの安全の確保

子どもたちを交通事故や犯罪の被害から守る活動を、保育所、幼稚園、学校、関係機関、地域と連携・協力しながら総合的な防止対策を推進します。

また、子どもたちに対して悪影響を及ぼす薬物乱用防止等の非行防止対策、インターネット等によるメディアの有害情報対策を推進します。

### 基本施策

1. 子どもの交通安全の確保
2. 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進
3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## VII 特別な支援を必要とする子どもへの支援

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携、協力を図ります。

また、ひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障害児が身近な地域で生活でき、障害の程度に応じた保育・教育の場を整備し療育サービスを提供するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また次世代への貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困対策に資する施策を関係機関と連携を図ります。

### 基本施策

1. 児童虐待防止対策の充実
2. ひとり親家庭の自立支援
3. 子どもの貧困対策の推進
4. 障害児施策の充実





## 第2部 子どもや子育て家庭の現状





## 第1章 稲城市における子育てをめぐる環境

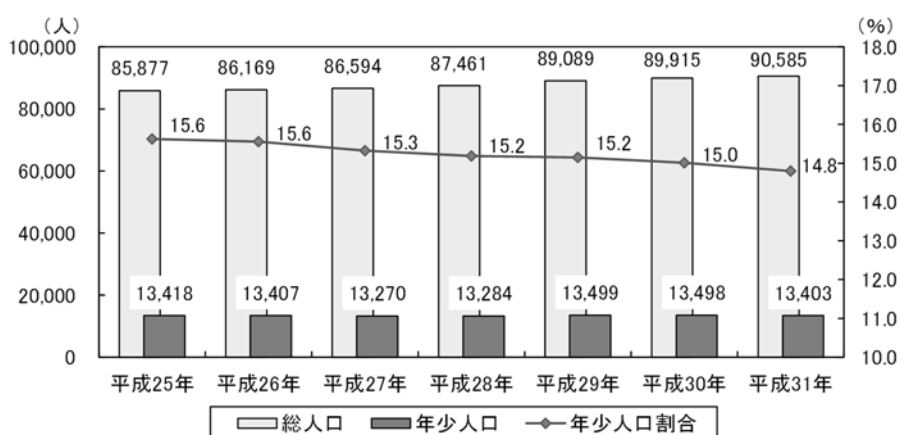
### 1 人口動態と子ども世帯

#### (1) 総人口と年少人口の推移

稲城市の人口は、平成31年1月1日現在90,585人で、平成25年から増加傾向で推移しています。

年少人口（15歳未満）は、平成31年1月1日現在13,403人で、平成25年から大きな変化はみられません。一方、年少人口割合は平成25年の15.6%から平成31年では14.8%と、減少傾向で推移しています。

▼図表2-1-1 総人口と年少人口の推移

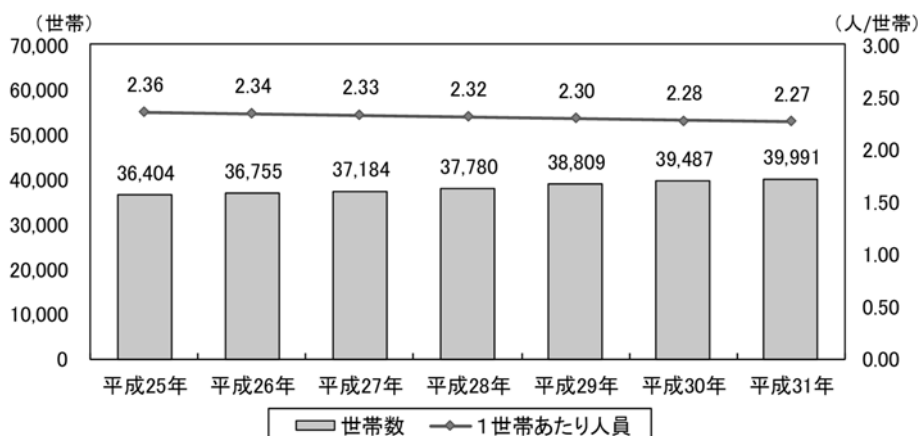


資料：稲城市市民部市民課（住民基本台帳）各年1月1日現在

#### (2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成25年から増加傾向で推移し、平成31年1月1日現在では39,991世帯となり、3,587世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成31年現在は2.27人で、核家族化が進行していることがうかがえます。

▼図表2-1-2 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

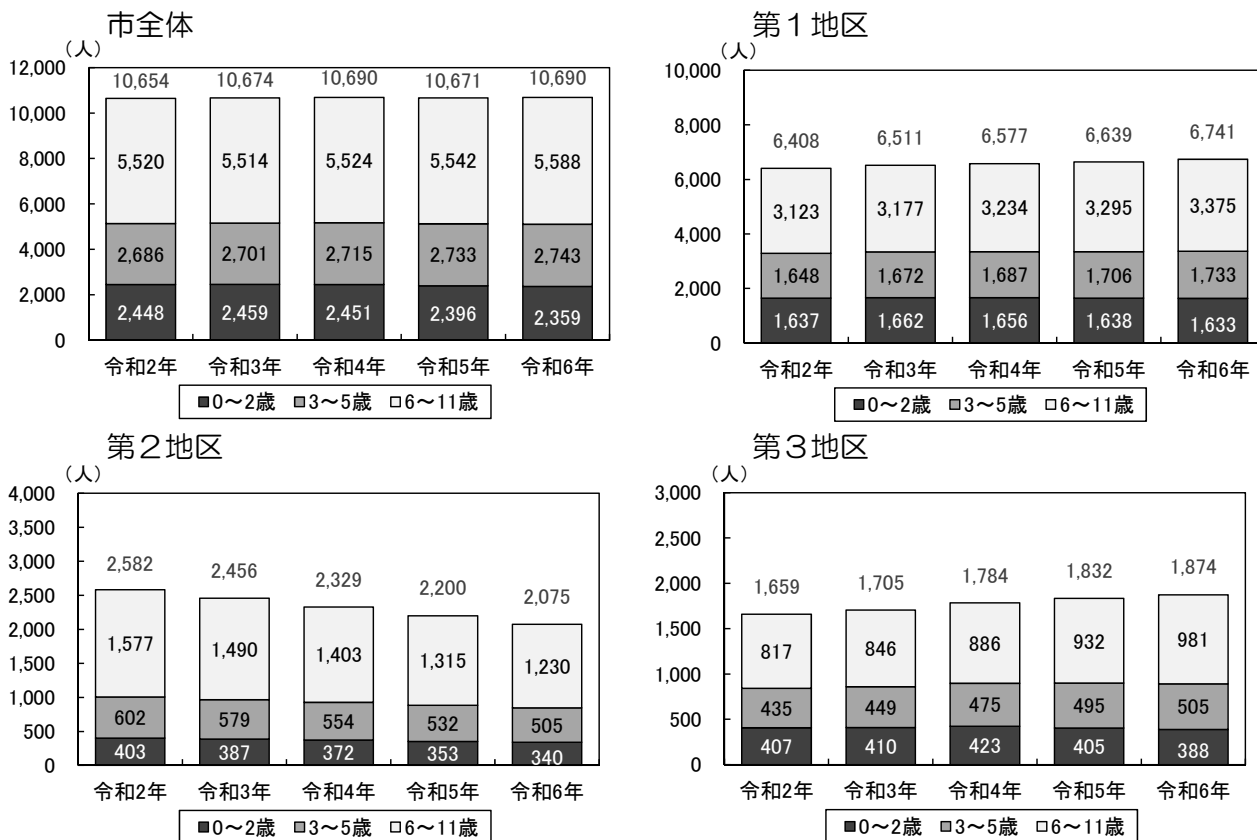


資料：稲城市市民部市民課（住民基本台帳）各年1月1日現在

(3) 児童人口の将来推計（令和2年～令和6年までの推計値）

児童人口将来推計の市全体では、11歳までの児童数の合計は令和6年に向けて大きな増減なく推計されています。

▼図表2-1-3 児童人口の将来推計



注釈：端数処理の影響で地区別の合計と市全体の推計値が一致しない箇所があります。

資料：コーホート要因法に基づく推計

(4) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成27年時点の核家族世帯（22,848世帯）は、総世帯数（36,510世帯）の62.6%を占めています。

▼図表2-1-4 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	
					6歳未満親族のいる世帯（再掲）	18歳未満親族のいる世帯（再掲）
総世帯数	26,706	30,348	34,823	36,510	3,858	9,513
I 核家族世帯	17,089	19,320	21,892	22,848	3,696	8,964
(1) 夫婦のみ	4,793	5,676	6,800	7,269		
(2) 夫婦と子ども	10,353	11,418	12,503	12,794	3,578	8,244
(3) 男親と子ども	338	371	419	484	8	82
(4) 女親と子ども	1,605	1,855	2,170	2,301	110	638

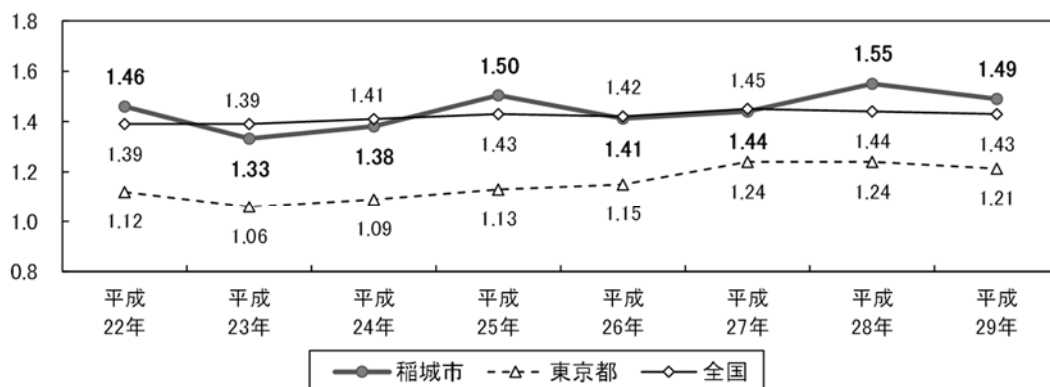
資料：国勢調査

## 2 少子化の動向

### (1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)の推移をみると、平成22年は1.46で、その後増減を繰り返し、平成28年には1.55まで増加しています。平成29年は1.49と、東京都及び全国値を上回っています。

▼図表2-1-5 合計特殊出生率の推移

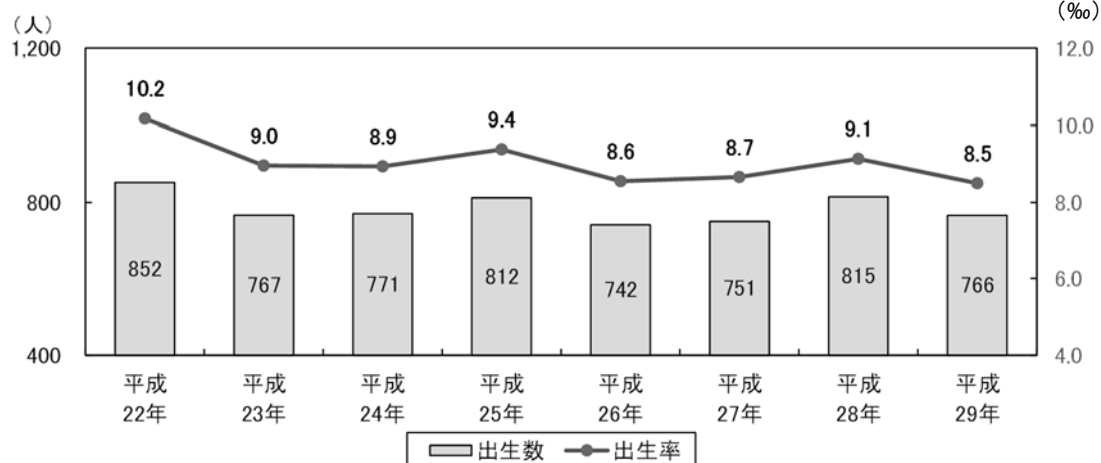


資料：人口動態統計

### (2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率(人口千人あたり)の推移では、出生数は平成22年の852人から増減を繰り返し、平成29年には766人、出生率(人口千人あたり)は8.5‰(パーミル<sup>※</sup>)となっています。

▼図表2-1-6 出生数、出生率の推移



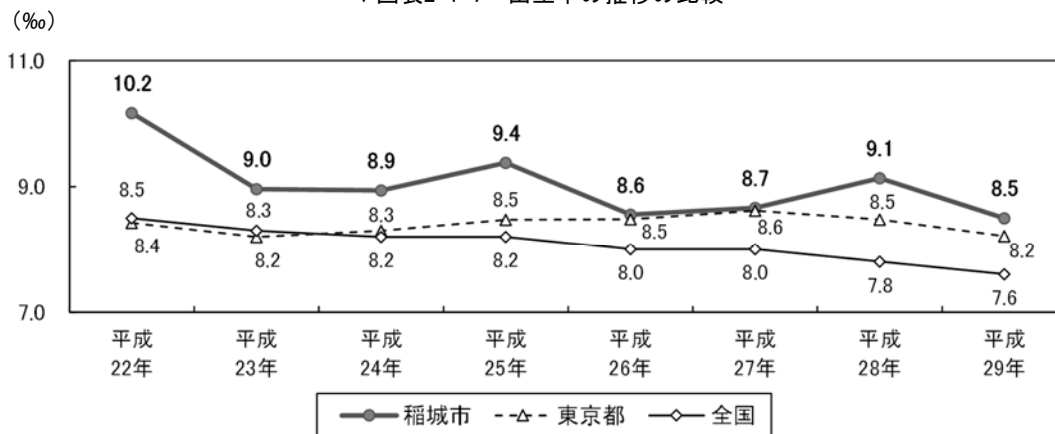
資料：人口動態統計

<sup>※</sup> パーミル：1,000分の幾つであることを表す語。1,000分の1を1パーミルという。千分率はパーミル(‰)、百分率はパーセント(%)

### (3) 出生率の推移の比較

出生率(人口千人あたり)は、平成22年の10.2‰と比較して、平成29年は8.5‰と減少がみられます。

▼図表2-1-7 出生率の推移の比較

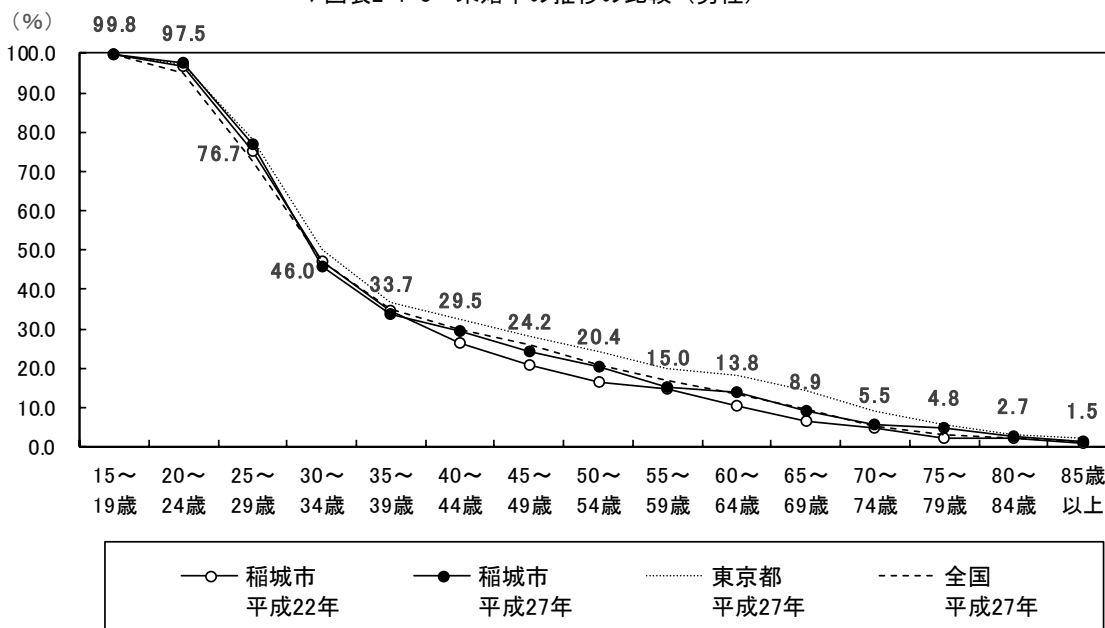


資料：人口動態統計

### (4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると平成27年時点の男性の未婚率は、30～34歳が46.0%、35～39歳では33.7%となっており、3人に1人は未婚者となっていますが、国及び都と比べて低い割合となっています。また25歳以上では各年代において都に比べると低い割合となっています。

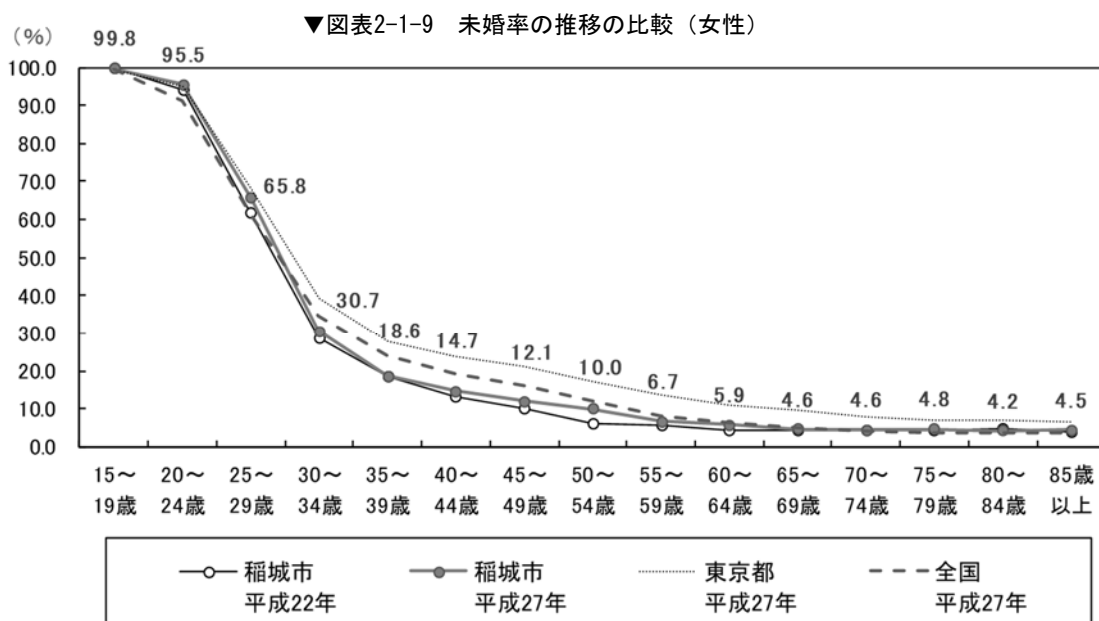
▼図表2-1-8 未婚率の推移の比較（男性）



資料：国勢調査

(5) 未婚率の推移と比較（女性）

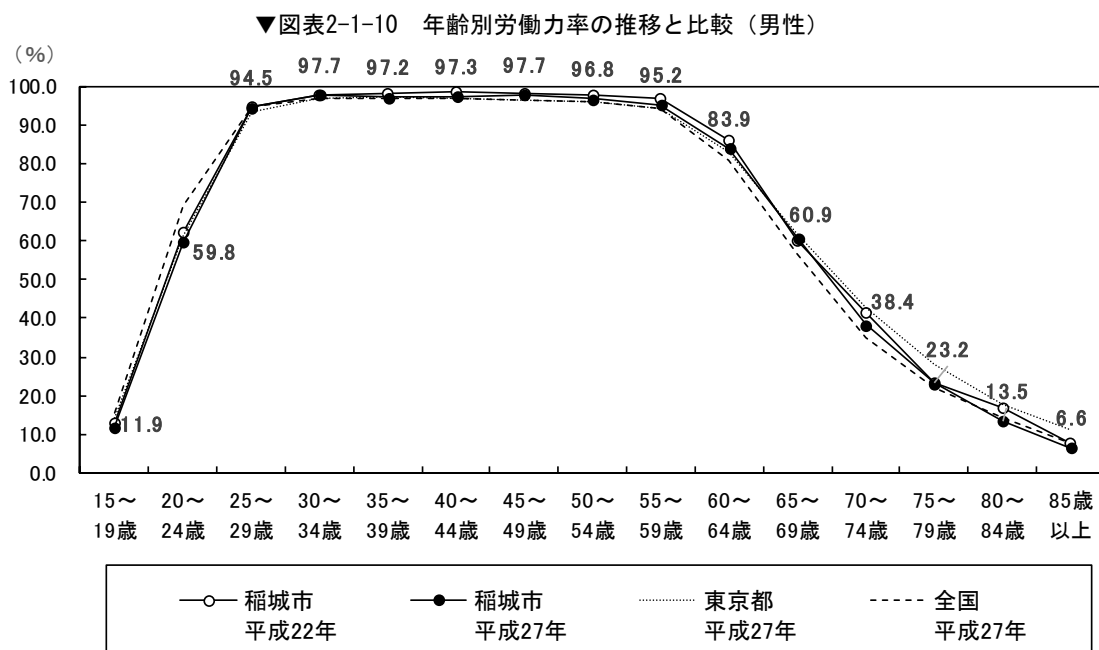
国勢調査によると平成27年時点の女性の未婚率は、30～34歳で30.7%、35～39歳が18.6%となっており、国及び都を下回っています。平成22年からの推移で見るとおおむね全ての年代で、未婚率が増加しています。



資料：国勢調査

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成27年時点の男性の労働力率は、30～59歳では95%以上を維持しており、全国及び都の水準を上回っています。



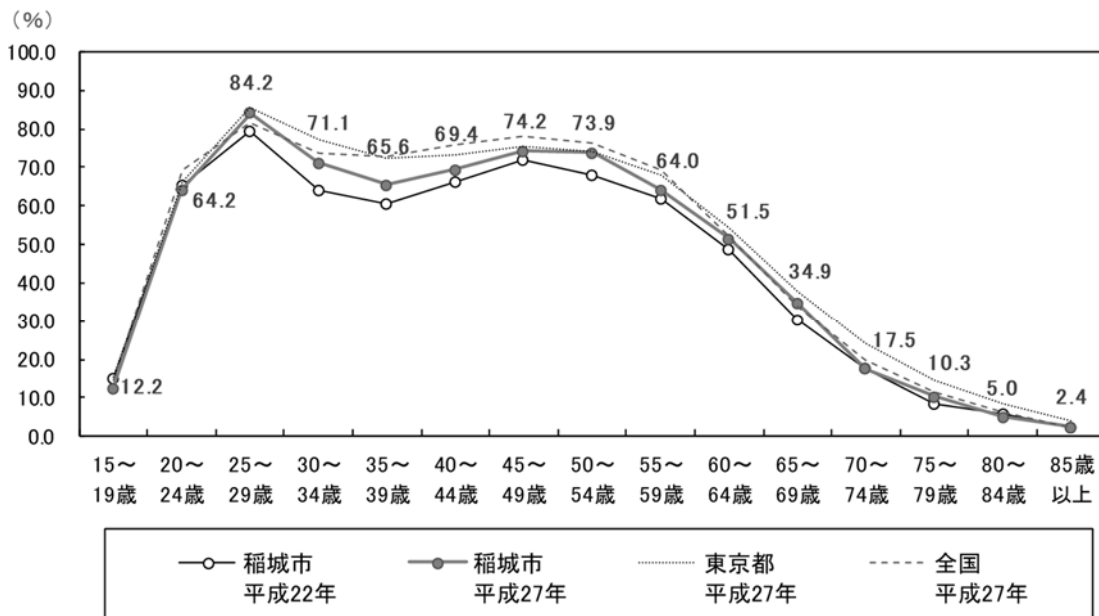
資料：国勢調査



(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成27年時点の女性の労働力率は、全ての年代で全国及び都の水準を下回っています。平成22年と比較すると25歳以上の年代で労働力率が増加しており、特に30～34歳での増加が大きくなっています。

▼図表2-1-11 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

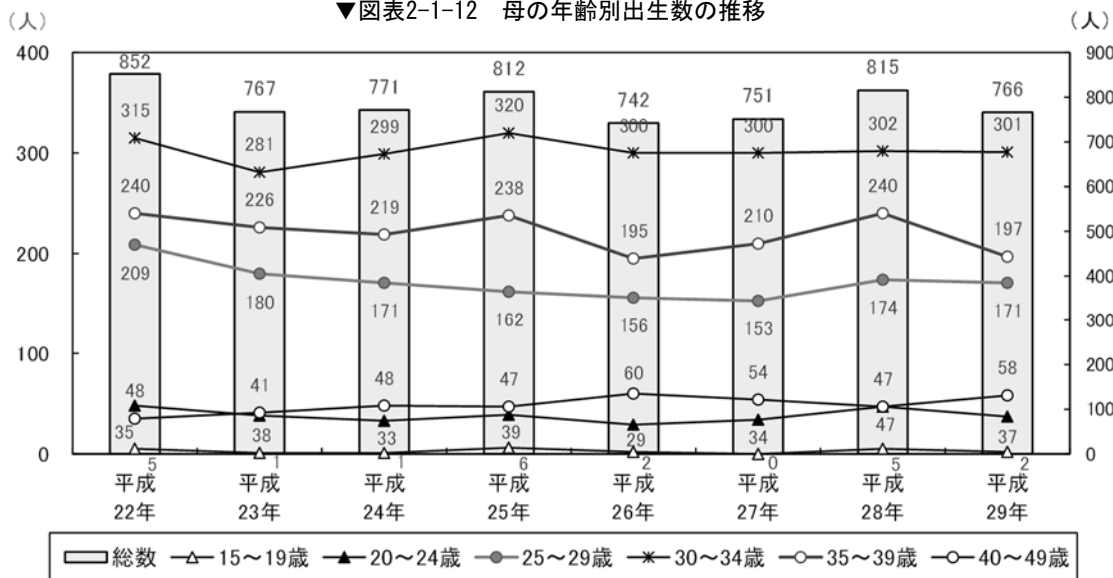


資料：国勢調査

(8) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると、39歳以下の年齢では、平成22年時点と比べて平成29年の出生数は減少しています。特に、35～39歳では、平成22年の240人から平成29年の197人まで減少しています。一方、40～49歳をみると平成22年時点で35人でしたが、平成29年では58人まで増加しています。

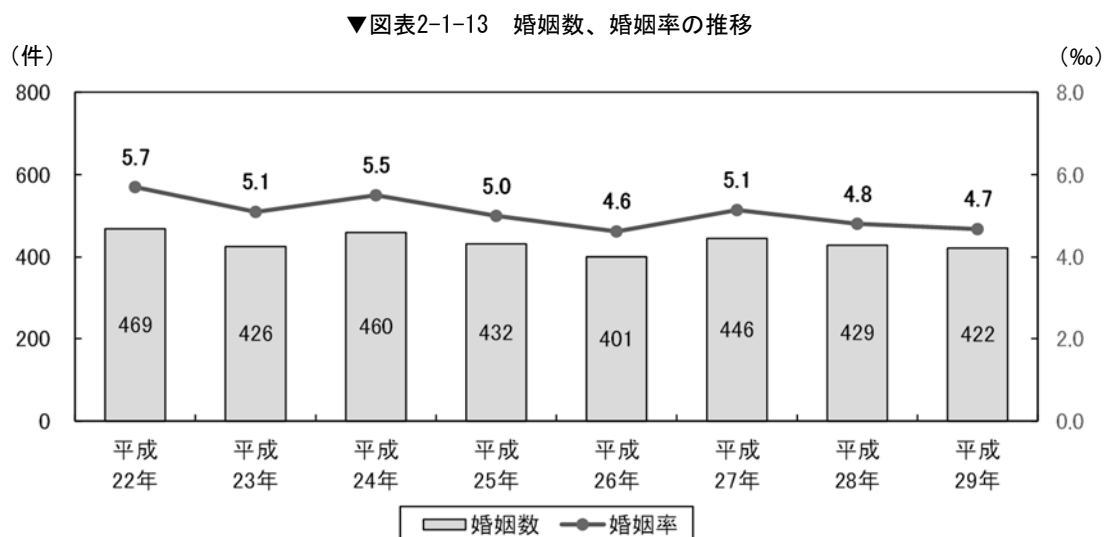
▼図表2-1-12 母の年齢別出生数の推移



資料：東京都人口動態統計

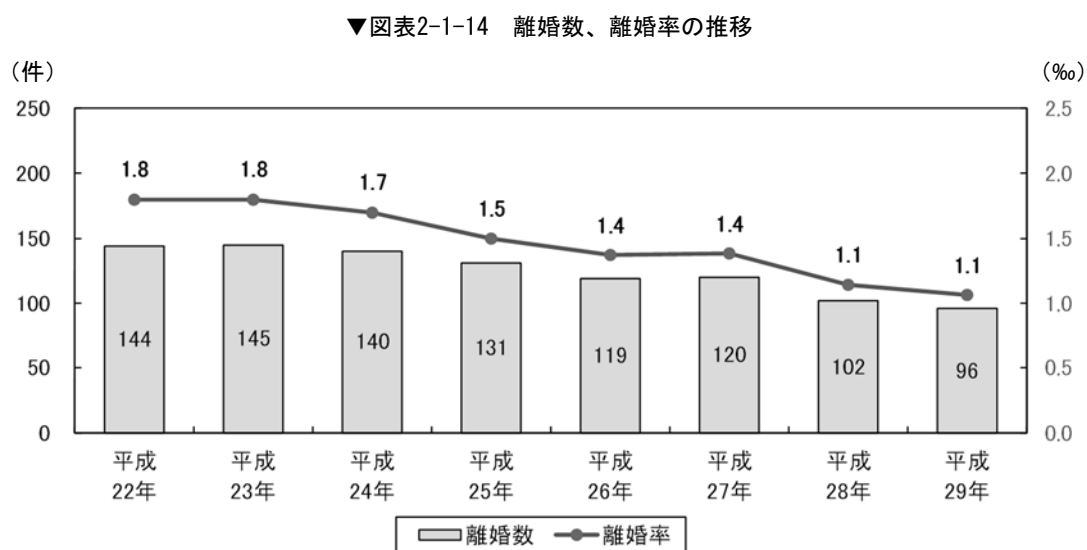
(9) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数は、平成22年時点の469件から増減を繰り返し、平成29年時点で422件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は平成29年時点で4.7‰となっています。



(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚数は、平成22年の144件から、おおむね減少傾向で推移し、平成29年時点で96件となっています。離婚率（人口千人あたり）は平成29年時点で1.1‰となっており、減少傾向で推移しています。



### 3 教育・保育環境の状況

#### (1) 認可保育所

平成26年度は公立5園・私立8園でしたが、平成27年度に、第二保育園を民営化し本郷ゆうし保育園を設置、私立城山保育園南山を新設、平成30年度に認証保育所メリーポピンス稲城ルームを認可保育所に移行、平成31年度には私立稲城矢野口雲母保育園を新設、認証保育所京王キッズプラッツよみうりランドを認可保育所に移行し、平成31年度時点で公立4園・私立13園となり定員が増えています。

▼図表2-1-15 認可保育所園児数

単位：人

年次	園数	認可定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
平成26年度	13	1,581	1,583	122	539	922
27	14	1,775	1,700	136	597	967
28	14	1,775	1,767	149	600	1,018
29	14	1,775	1,784	153	604	1,027
30	15	1,867	1,874	170	650	1,054
31	17	1,969	1,936	176	669	1,091

資料：福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況。園児総数は、市外からの入所児童数を含む。

注：園数に分園は含まない。

注：定員の弾力化により、認可定員以上の受け入れ増を実施しています。また、待機児童緊急対策として、令和2年、令和3年にも認可定員の増を進めています。

#### (2) 認証保育所

平成29年度まで横ばいでしたが、平成30年度にメリーポピンス稲城ルームが、平成31年度に京王キッズプラッツよみうりランドが認可保育所に移行したため、園児総数は減少しています。

▼図表2-1-16 認証保育所園児数

単位：人

年次	園数	認証定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
平成26年度	7	214	184	19	105	60
27	7	214	161	17	92	52
28	7	214	150	16	88	46
29	7	214	163	26	93	44
30	6	179	149	14	95	40
31	5	145	103	11	65	27

資料：福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況

**(3) 認定こども園**

平成21年度に幼稚園型認定こども園子どもの森が開設、平成31年度に幼保連携型認定こども園サザンヒルズこども園を新設、青葉幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行、幼稚園型認定こども園子どもの森の別棟を開設し、定員が増えています。

▼図表2-1-17 認定こども園園児数

単位：人

年次	園数	認可定員	長時間保育部分			幼稚園部分	
			園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上	3歳以上
平成26年度	1	440	102	6	36	60	398
27	1	440	114	6	34	74	248
28	1	440	116	6	34	76	223
29	1	440	114	6	34	74	238
30	1	440	120	6	36	78	256
31	3	872	237	17	94	126	385

資料：福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況（平成26年度については5月1日現在）

**(4) 家庭的保育事業**

平成27、28、29年度にそれぞれ受入人数を増、平成30年度に事業者を1人増とし、定員が増えています。

▼図表2-1-18 家庭的保育事業園児数

単位：人

年次	事業者数	認可定員	児童総数
平成26年度	4	12	7
27	4	14	13
28	4	16	15
29	4	18	18
30	5	23	23
31	5	23	20

資料：福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況

### (5) 待機児童数

待機児童数は、平成27、28年度で0人となっていますが、平成29年に待機児童の定義変更等により大幅に増加しています。平成30年以降は認可保育所新設等により減少傾向にあります。

▼図表2-1-19 待機児童数の推移

年次	総数	0歳	1～2歳	3歳以上
平成26年度	33	3	25	5
27	0	0	0	0
28	0	0	0	0
29	97	39	58	0
30	54	0	54	0
31	14	0	14	0

資料：福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況

注：待機児童数は当該年度における国の待機児童の定義に基づき算出

### (6) 幼稚園

稲城市内では私立幼稚園が7園あり、定員数は一定ですが、園児総数はゆるやかな減少傾向にあります。

▼図表2-1-20 私立幼稚園園児数

年次	園数	定員	園児総数	3歳		4歳		5歳	
				稲城市民	市外在住	稲城市民	市外在住	稲城市民	市外在住
平成26年度	7	2,200	2,154	415	266	467	274	461	271
27	7	2,200	2,088	378	261	444	264	461	280
28	7	2,200	1,995	384	224	401	271	453	262
29	7	2,200	1,955	396	238	408	228	416	269
30	7	2,200	1,954	423	233	415	235	412	233
31	7	2,200	1,906	376	201	436	235	428	230

資料：福祉部子育て支援課

注1：各年5月1日現在の状況（私立幼稚園現況調査により毎年5月1日時点の園児数を調査）

注2：園児総数には、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の園児数を含む。

## 第2章 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

### 1 ニーズ調査の対象

計画の策定にあたり、子育て家庭や中学生本人の生活実態の動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたニーズ調査を実施しました。

#### ①調査時期

平成30年9月1日～平成30年9月28日

#### ②調査方法

住民基本台帳から無作為抽出による郵送方式（一部窓口配布）により調査票を配布・回収

#### ③調査票の種類と調査対象者及び回収数等

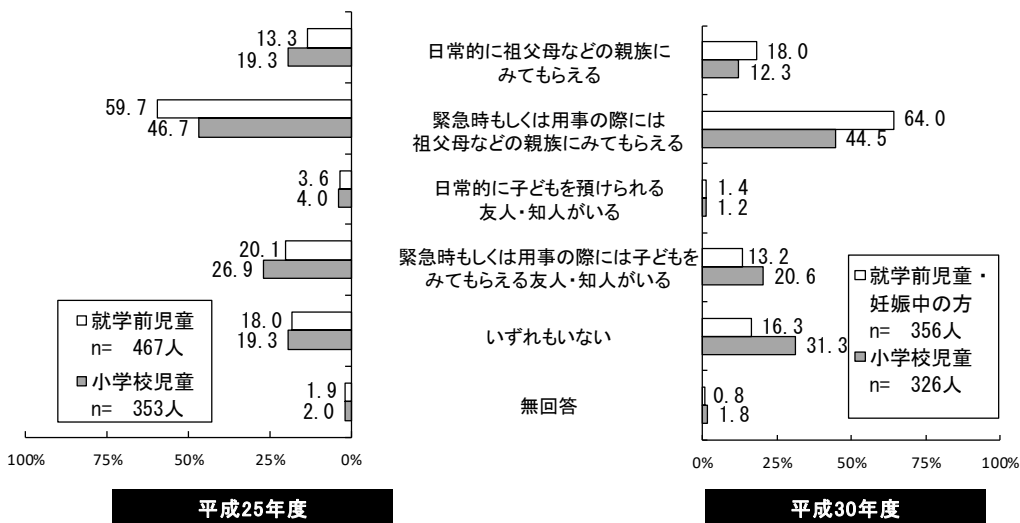
子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童向け）					
調査対象者	就学前児童を持つ保護者、妊娠中の方				
調査件数	1,000件	回収数	356件	回収率	35.6%
調査内容	家族状況、就労状況、日常的な幼稚園・保育施設等の利用、育児休業の取得状況等				
子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（小学生向け）					
調査対象者	小学校児童を持つ保護者				
調査件数	740件	回収数	326件	回収率	44.1%
調査内容	家族状況、就労状況、放課後等の過ごし方等				
子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（中学生向け）					
調査対象者	中学生本人				
調査件数	260件	回収数	113件	回収率	43.5%
調査内容	日頃の生活、学校での生活、地域での生活等				

## 2 ニーズ調査結果の概要

### (1) 主な親族等協力者の状況

主な親族等協力者の状況は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」（就学前児童64.0%、小学校児童44.5%）が最も多くなっています。次いで、就学前児童では「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」（18.0%）が2割弱、小学校児童では「いずれもない」（31.3%）が3割を超えています。

▼図表2-2-1 主な親族等協力者の状況

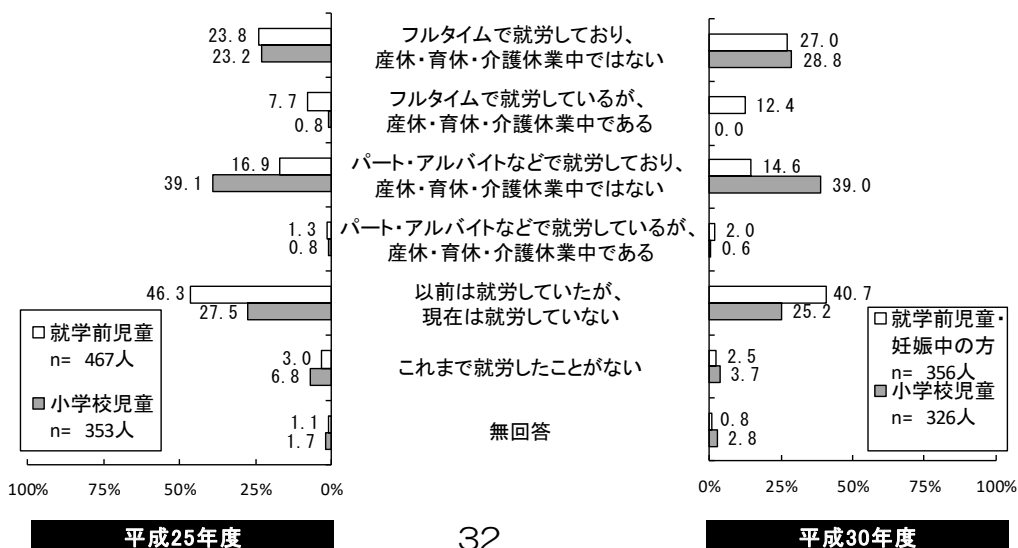


### (2) 母親の就労状況

母親の就労状況について、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」（40.7%）が最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（27.0%）となっています。

小学校児童では「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（39.0%）が最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（28.8%）となっています。

▼図表2-2-2 母親の就労状況

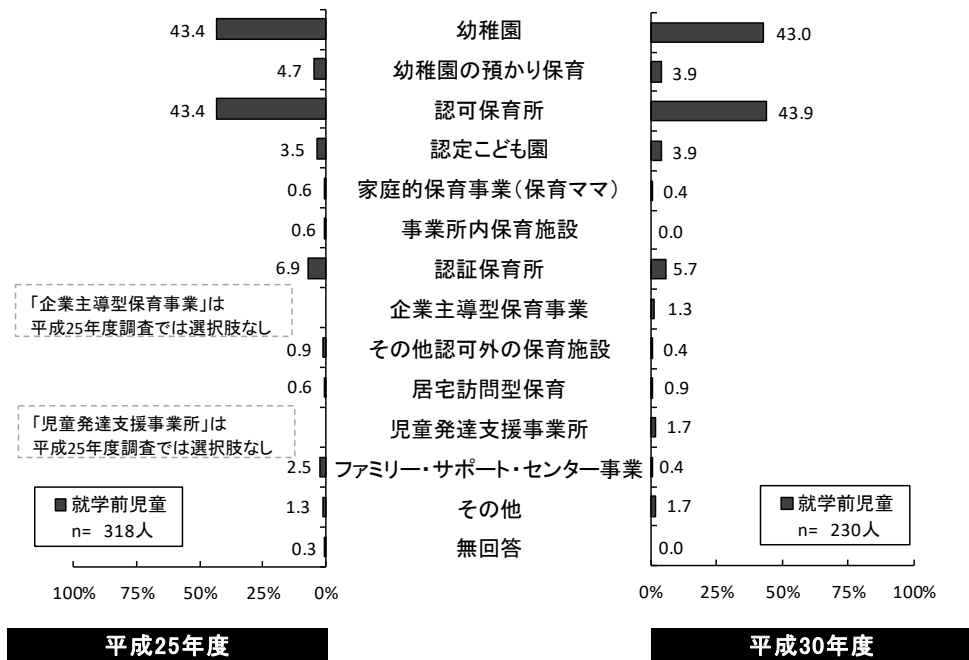


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

利用中の事業は、「認可保育所」(43.9%)、「幼稚園」(43.0%)、「認証保育所」(5.7%)、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」(各3.9%)の順となっています。

今後の利用希望では「幼稚園」(49.2%)が最も多く、次いで「認可保育所」(46.9%)、「幼稚園の預かり保育」(14.3%)、「認定こども園」(12.6%)となっています。

▼図表2-2-3 利用中の定期的な教育・保育事業



▼図表2-2-4 希望する定期的な教育・保育事業



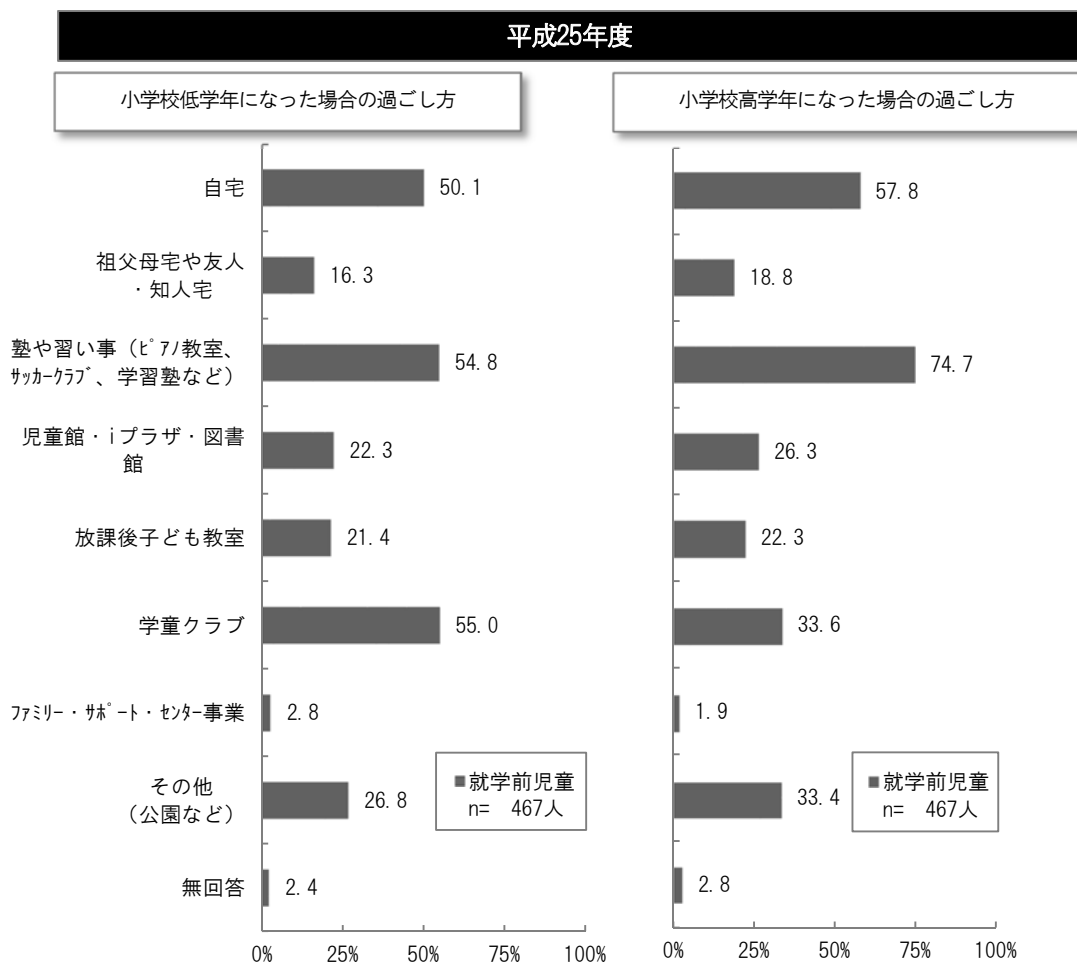


(4) 放課後の過ごし方の希望

放課後の過ごし方をみると、小学校低学年のうち「学童クラブを利用する」が5割以上と多くなっています。

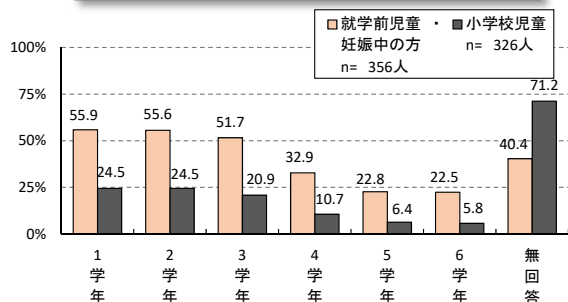
小学校高学年では「塾やクラブ活動・習い事等をする」、「自宅や公園等で自由に過ごす」が多くなっています。

▼図表2-2-5 放課後の過ごし方の希望

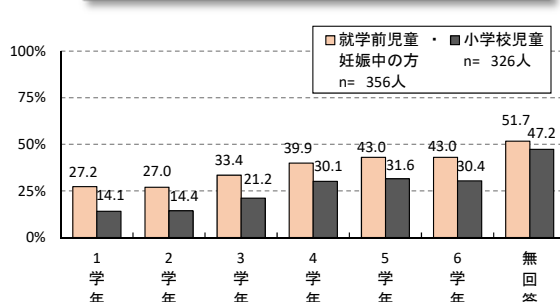


平成30年度

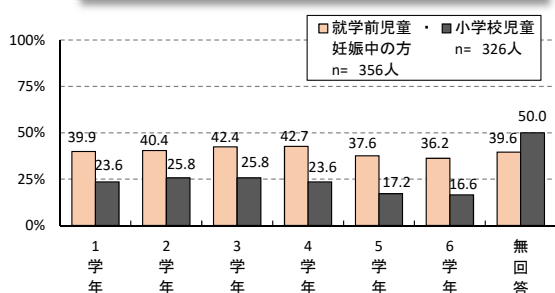
①学童クラブを利用する



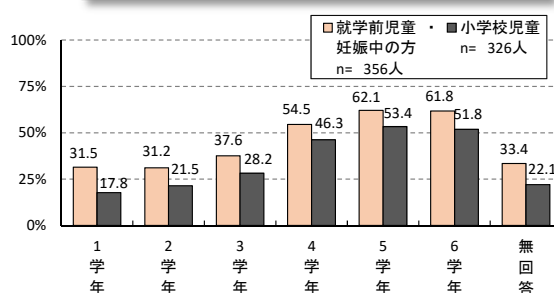
②児童館・iプラザ・図書館を利用する



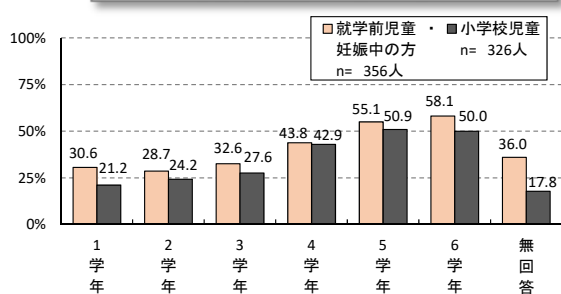
③放課後子ども教室を利用する



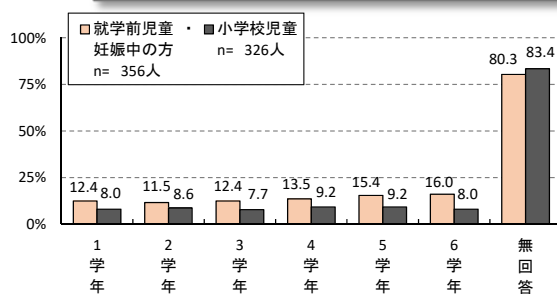
④塾やクラブ活動・習い事等をする



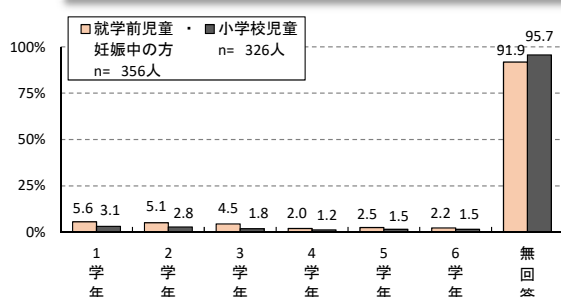
⑤自宅や公園等で自由に過ごす



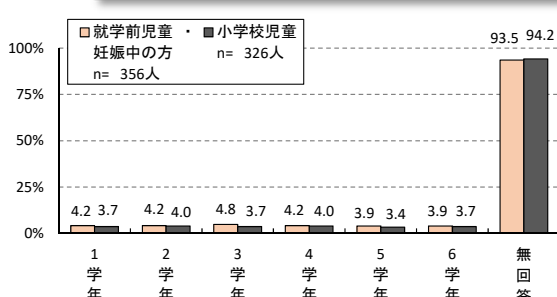
⑥近隣の親族宅で過ごす



⑦ファミリー・サポート・センター事業を利用する



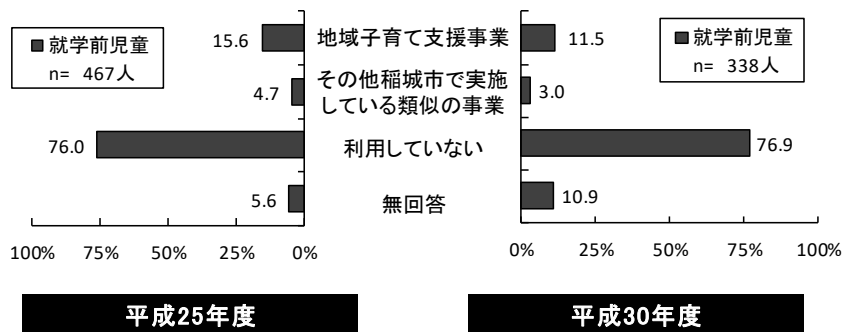
⑧放課後等デイサービスを利用する



### (5) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況

地域の子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援事業」(11.5%)、「その他稲城市で実施している類似の事業」(3.0%)となっています。

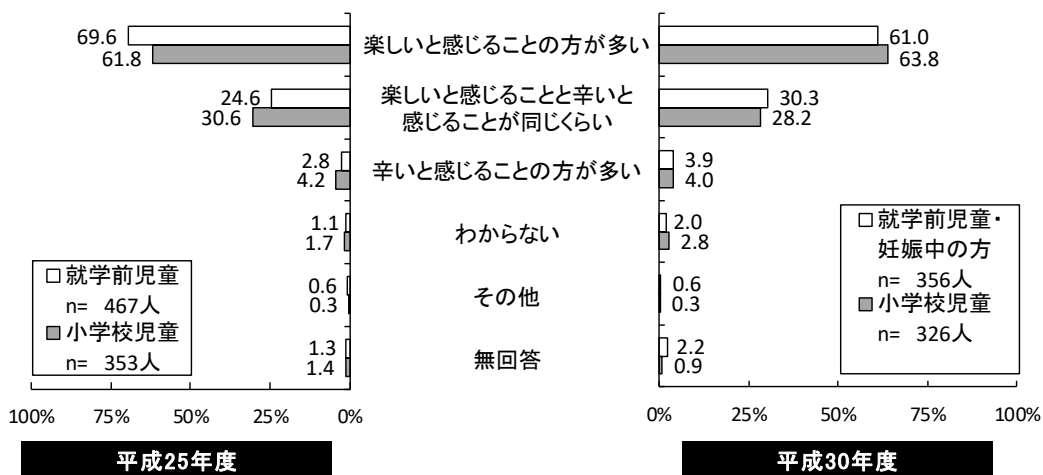
▼図表2-2-6 子育て支援拠点事業の利用状況



### (6) 子育てで感じる思い

子育てで感じる思いは、「楽しいと感じることの方が多い」(就学前児童61.0%、小学校児童63.8%)となっています。

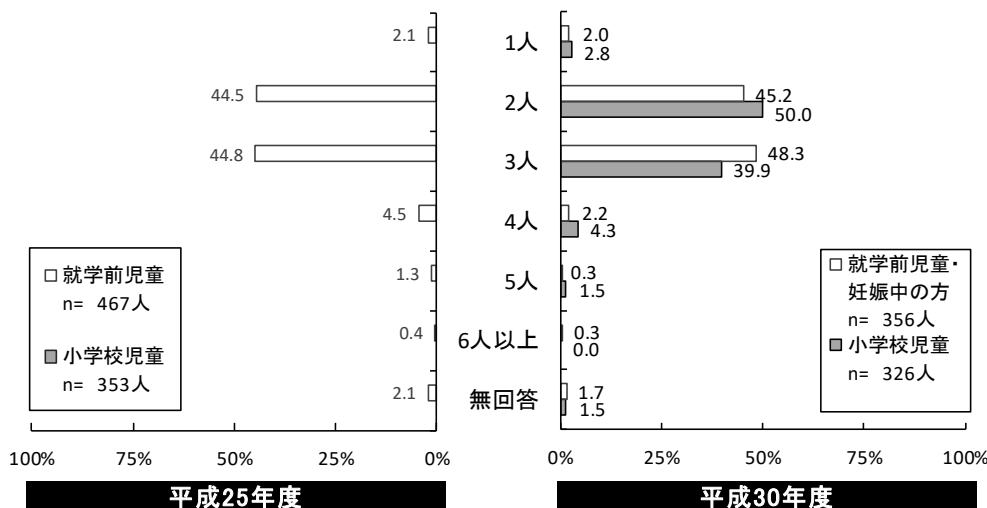
▼図表2-2-7 子育てで感じる思い



### (7) 理想の子どもの人数

理想の子どもの人数は、「2人」(就学前児童45.2%、小学校児童50.0%)、「3人」(就学前児童48.3%、小学校児童39.9%)となっています。

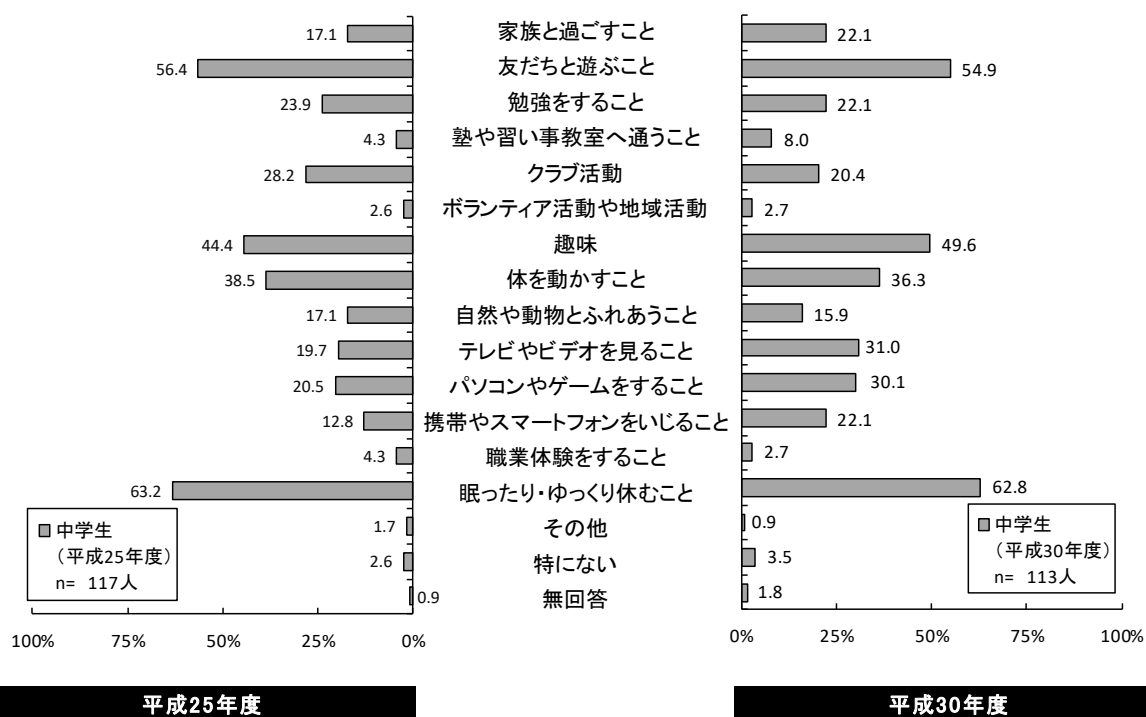
▼図表2-2-8 理想の子どもの人数



### (8) 中学生の状況

①『日頃もっとしたいと思っていること』は、「眠ったり・ゆっくり休むこと」(62.8%)が最も多く、次いで「友だちと遊ぶこと」(54.9%)、「趣味」(49.6%)となっています。

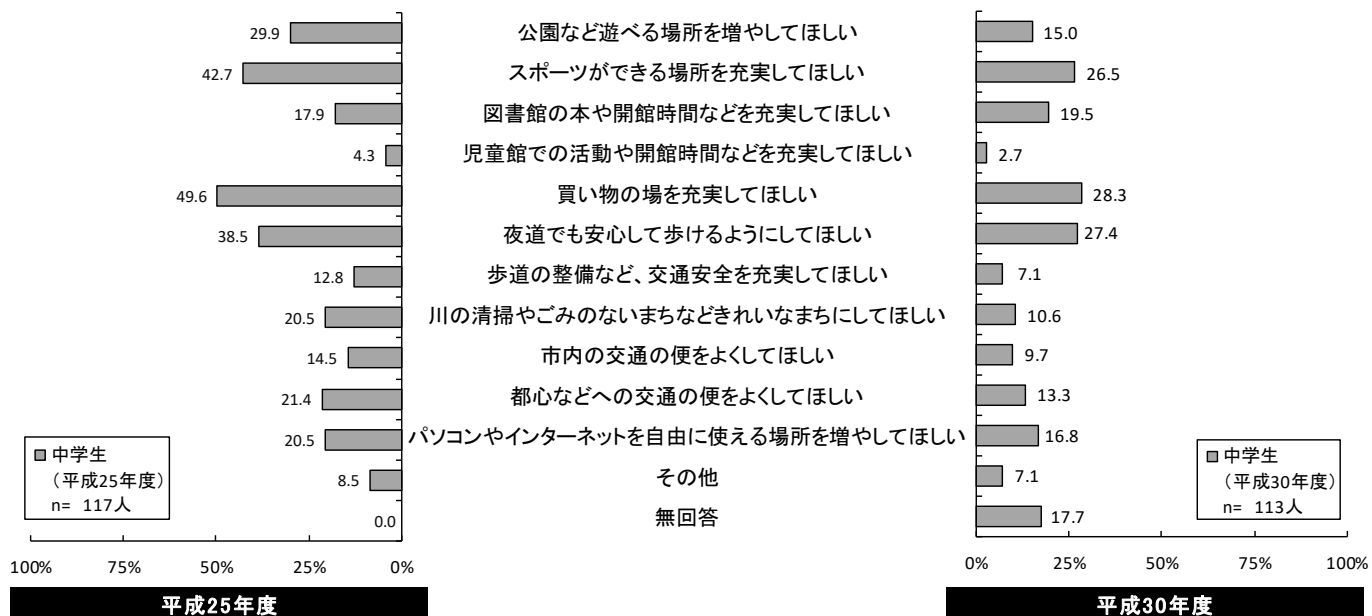
▼図表 2-2-9 日頃もっとしたいと思っていること



## 第2章 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

②『稲城市がもっと暮らしやすくなるために、望むこと』は、「買い物の場を充実してほしい」(28.3%)が最も多く、次いで「夜道でも安心して歩けるようにしてほしい」(27.4%)、「スポーツができる場所を充実してほしい」(26.5%)となっています。

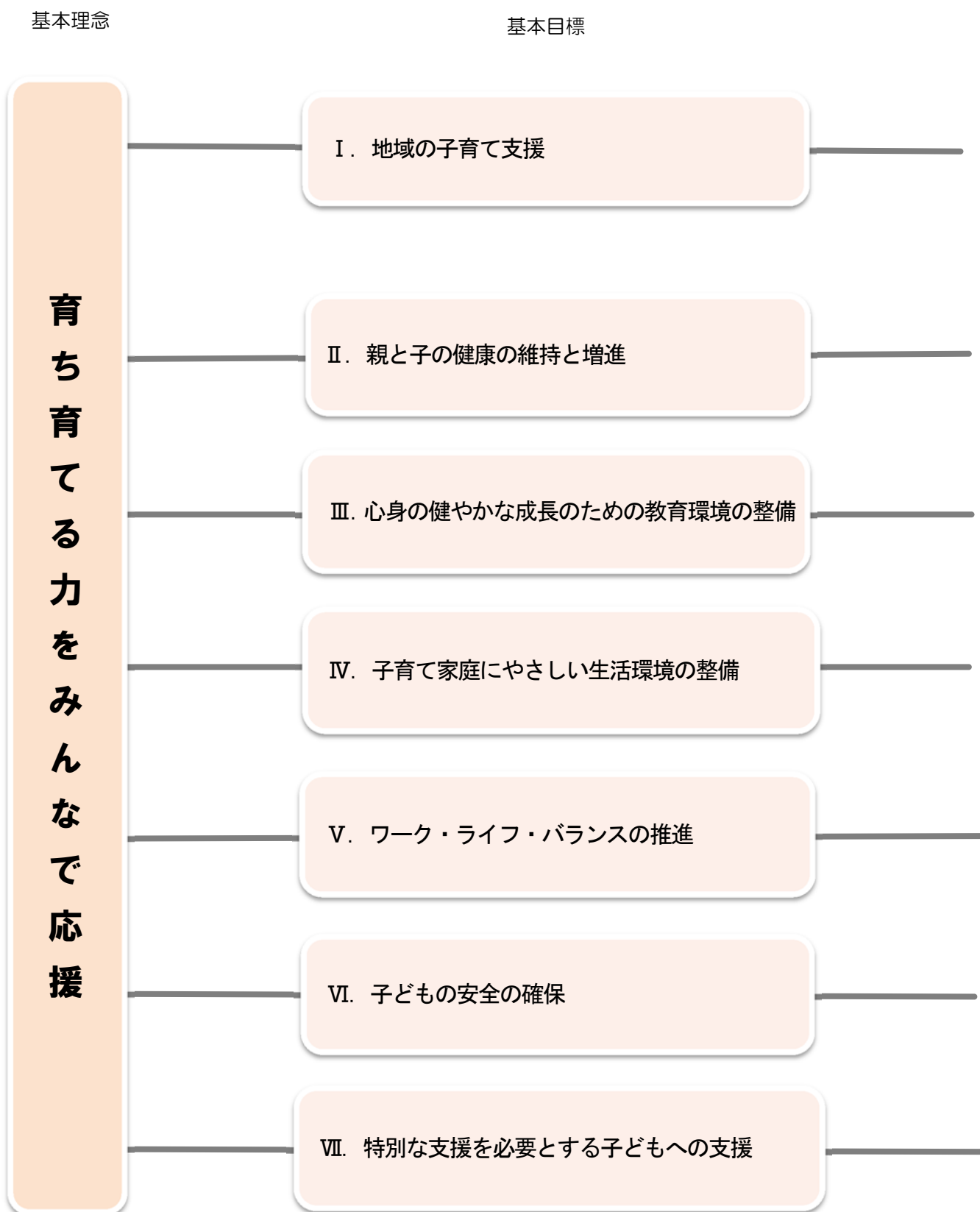
▼図表2-2-10 稲城市がもっと暮らしやすくなるために、望むこと



## 第3部 各論



## 計画の体系図



基本施策



- 1 乳幼児期の教育・保育の充実
- 2 地域の子育て支援の充実
- 3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供
- 4 子育てボランティア等への支援
- 5 子どもの健全育成
- 6 経済的支援の充実

- 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実
- 2 食育の推進
- 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 4 小児医療の充実

- 1 次代の親づくり
- 2 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上

- 1 良好な居住環境の整備
- 2 子育てにやさしい環境の整備
- 3 安全・安心まちづくりの推進

- 1 男女の働き方等の見直し
- 2 仕事と子育ての両立支援

- 1 子どもの交通安全の確保
- 2 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進
- 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 障害児施策の充実





## 第1章 地域の子育て支援

### 1 乳幼児期の教育・保育の充実

#### (1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実

- ・ 認可保育所事業、認証保育所の認可保育所への移行
- ・ 認定こども園事業
- ・ 新制度幼稚園事業
- ・ 家庭的保育事業等
- ・ 認証保育所事業
- ・ 公立保育所の民営化
- ・ 企業主導型保育事業

#### (2) 保育サービスの充実

- ・ 延長保育事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 年末保育事業
- ・ 休日保育事業
- ・ 障害児保育事業
- ・ 認定こども園の特別支援教育
- ・ 教育・保育施設の指導監督

#### (1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実

本市では、公立4園、私立13園の計17園の認可保育所、認定こども園3園、幼稚園5園、家庭的保育事業者5人、認証保育所5施設、企業主導型保育事業2施設（平成31年4月時点）があり、保育サービスの充足に取り組んでいます。区画整理事業による南山東部地区、稲城上平尾地区、稲城小田良地区での子どもの増加など、地域により子どもの人数に偏りがあることや、低年齢児の保育へのニーズが高いことなどから、第一次子ども・子育て支援事業計画及び中間見直しでは、認可保育所の新設、保育所定員の弾力化や認定こども園の開設などにより、保育需要の増加に対応してきました。今後につきましても、子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育の量の拡充及び質の向上を図ってまいります。

## 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	認可保育所事業、認 証保育所の認可保 育所への移行 (子育て支援課)	東京都の認可を受けて保護 者が就労、病気等で自宅に おいて養育できない子ども を保護者に代わって保育を します。	・市内17保育所で実施 ・公立保育所4園(うち1 園は公設民営)、私立保 育所13園※(委託)	・令和2年4月に私立認可保 育所1園を新規整備 ・増改築・弾力化による定員 増 ・認証保育所の意向に沿い 認可保育所への移行に対応
2	認定こども園事業 (子育て支援課)	東京都の認定を受けて、幼 稚園や保育所などが教育と 保育の両方の機能を提供す るとともに、子育て支援事 業を実施します。	・幼稚園型認定こども園 2園 ・幼保連携型認定こども 園1園	幼稚園等の既存施設の意向 をうかがいつつ待機児童の 状況をみて認定こども園へ の移行に対応
3	新制度幼稚園事業 (子育て支援課)	子ども・子育て支援新制度 の対象幼稚園へ移行する幼 稚園に対応し、幼児期にお ける教育・保育の充実を図 ります。	新制度未移行幼稚園5園	既存施設の意向に沿い、新 制度幼稚園への移行に対応
4	家庭的保育事業等 (子育て支援課)	生後8週間以上で3歳未満 の乳幼児を対象に、家庭的 保育事業者(保育ママ)の 家庭で預かり、家庭的な保 育を実施します。	家庭的保育事業者5人に 事業を委託	待機児童数の推移に沿って 事業数を調整
5	認証保育所事業 (子育て支援課)	東京都の認証基準に適合し た認可外保育施設で、13時 間保育等の多様なニーズに 対応し保育事業を実施しま す。	市内で5施設	都制度に沿って事業費を補 助
6	公立保育所の民営 化 (子育て支援課)	認可保育所への民間活力の 導入を図り、効率的・効果 的な運営を目指します。民 営化・認可化による保育サ ービスの質の確保・向上に 努めます。	公設公営3園(第三保育 園、第四保育園、第五保 育園)、公設民営1園(第 六保育園)	・令和2年度から第四保育園 を民営化 ・令和3年度から第三保育園 を民営化 ・令和3年度から第六保育園 を民営化
7	企業主導型保育事 業 (子育て支援課)	企業が主体となり国の補助 を受けて実施する認可外保 育施設です。	市内で2施設	・国の認可を受けた施設の 地域枠を活用

※分園は本園と合わせて1園としてカウント

【整備目標】

■ 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策（3区域）

本計画の保育に係る確保提供量から量の見込みを差し引いた数値は、国の定義に基づき算出する一般的な待機児童数とは算出の方法・考え方等が異なるため一致しません。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とする場合	認可保育所・認定こども園・認証保育所等(※)
3号認定	満3歳未満のお子さんで、保育を必要とする場合	認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所等(※)

※ 認証保育所及び企業主導型保育事業（地域枠）は、新制度の対象施設ではありませんが、確保提供量に組み込んでいます。

● 1号認定（満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,423	1,432	1,443	1,455	1,461
②確保提供量	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
教育・保育施設	465	465	465	465	465
確認を受けない幼稚園	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105
②-①	147	138	127	115	109

※ 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園のことです。

＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、私立幼稚園5園、認定こども園3園があり、今後も継続して実施します。現状及び今後の見込みは、確保提供量が量の見込みを上回っています。

## ●2号認定（満3歳以上で、保育を必要とする場合）

## 【市全域】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,271	1,289	1,308	1,328	1,343
②確保提供量	1,507	1,547	1,547	1,547	1,547
教育・保育施設	1,468	1,508	1,508	1,508	1,508
認証保育所・企業主導型保育事業	39	39	39	39	39
②-①	236	258	239	219	204

## 【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	781	800	814	830	851
②確保提供量	912	912	912	912	912
教育・保育施設	880	880	880	880	880
認証保育所・企業主導型保育事業	32	32	32	32	32
②-①	131	112	98	82	61

## ＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所9園、認定こども園3園、認証保育所4園、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和2年4月から、認可保育所新設1園（にじいろ保育園矢野口）、第四保育園の民営化1園（いなぎのぞみ保育園）を予定しています。

そのほか待機児童の状況により、弾力化による定員増、認証保育所の認可化を検討します。

## 【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	283	274	265	257	245
②確保提供量	398	398	398	398	398
教育・保育施設	391	391	391	391	391
認証保育所・企業主導型保育事業	7	7	7	7	7
②-①	115	124	133	141	153

## ＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所5園、認証保育所1園、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しており、今後も継続して実施します。

### 第3部 各論

#### 【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	207	215	229	241	247
②確保提供量	197	237	237	237	237
教育・保育施設	197	237	237	237	237
認証保育所・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	▲10	22	8	▲4	▲10

#### <現状と今後の予定>

平成31年度現在は、認可保育所3園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和3年4月からの民営化（第三保育園）を予定しています。

そのほか待機児童の状況により、弾力化による定員増を検討します。

#### ●3号認定（0歳児）（満3歳未満で、保育を必要とする場合）

##### 【市全域】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	239	242	245	243	245
②確保提供量	242	248	248	248	248
教育・保育施設	214	220	220	220	220
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	28	28	28	28	28
②－①	3	6	3	5	3

※家庭的保育事業の確保提供量は平成31年度の実績に基づき1、2歳の提供量に計上しています。（実際の運用上は、0～2歳児クラスに弾力的に定員を設けています。）

#### 【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	164	170	171	172	175
②確保提供量	154	154	154	154	154
教育・保育施設	134	134	134	134	134
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	20	20	20	20	20
②－①	▲10	▲16	▲17	▲18	▲21

### ＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所9園、認定こども園3園、認証保育所4園、家庭的保育事業3人、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和2年4月から、認可保育所新設1園（にじいろ保育園矢野口）、第四保育園の民営化1園（いなぎのぞみ保育園）を予定しています。

そのほか待機児童の状況により、弾力化による定員増、認証保育所の認可化を検討します。

#### 【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36	34	33	33	32
②確保提供量	62	62	62	62	62
教育・保育施設	54	54	54	54	54
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	8	8	8	8	8
②－①	26	28	29	29	30

### ＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所5園、認証保育所1園、家庭的保育事業2人、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しており、今後は待機児童数の推移及び事業者の年齢要件から家庭的保育事業の1人減を予定しています。

#### 【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	39	38	41	38	38
②確保提供量	26	32	32	32	32
教育・保育施設	26	32	32	32	32
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	▲13	▲6	▲9	▲6	▲6

### ＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所3園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和3年4月からの民営化（第三保育園）を予定しています。

そのほか待機児童の状況により、弾力化による定員増を検討します。

●3号認定（1・2歳児）（満3歳未満で、保育を必要とする場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	972	1,017	1,051	1,064	1,077
②確保提供量	955	975	970	970	970
教育・保育施設	827	847	847	847	847
地域型保育事業（家庭的保育事業）	23	23	18	18	18
認証保育所・企業主導型保育事業	105	105	105	105	105
②－①	▲17	▲42	▲81	▲94	▲107

【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	644	676	700	716	734
②確保提供量	581	581	581	581	581
教育・保育施設	488	488	488	488	488
地域型保育事業（家庭的保育事業）	15	15	15	15	15
認証保育所・企業主導型保育事業	78	78	78	78	78
②－①	▲63	▲95	▲119	▲135	▲153

＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所9園、認定こども園3園、認証保育所4園、家庭的保育事業3人、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和2年4月から、認可保育所新設1園（にじいろ保育園矢野口）、第四保育園の民営化1園（いなぎのぞみ保育園）を予定しています。

そのほか待機児童の状況により、弾力化による定員増、認証保育所の認可化を検討します。

【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	166	168	167	163	161
②確保提供量	256	256	251	251	251
教育・保育施設	221	221	221	221	221
地域型保育事業（家庭的保育事業）	8	8	3	3	3
認証保育所・企業主導型保育事業	27	27	27	27	27
②－①	90	88	84	88	90

### ＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所5園、認証保育所1園、家庭的保育事業2人、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しており、今後は待機児童数の推移及び事業者の年齢要件から家庭的保育事業の1人減を予定しています。

#### 【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	162	173	184	185	182
②確保提供量	118	138	138	138	138
教育・保育施設	118	138	138	138	138
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	▲44	▲35	▲46	▲47	▲44

### ＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所3園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和3年4月からの民営化（第三保育園）を予定しています。

そのほか待機児童の状況により、弾力化による定員増を検討します。



## (2) 保育サービスの充実

### ①延長保育事業

本市では、認可保育所の標準保育時間は7時から18時までとなっていますが、就労状況の多様化などから、延長保育のニーズは高まっています。

現在、全園で満1歳以上の乳幼児を対象に最低1時間の延長保育を実施しており、今後も事業を継続していきます。

### ②病児保育事業

本市では、病後児保育室コロボックルと病児・病後児保育室ばんびの2施設で実施しています。

ニーズ調査では、就学前児童の保護者・妊娠中の方の約39%、小学校児童の保護者の約17%が、できれば病児・病後児保育施設などを利用したいと回答しており、今後も事業を継続していきます。

### ③休日保育事業・年末保育事業

保護者が休日に就労等の理由により、保育の必要な子どもを家庭で保育できない場合に、認可保育所1園で日曜・祝日の預かりを実施しています。

ニーズ調査においては、日曜・祝日の休日保育の希望は約15%の人が利用してみたいとしており、ニーズに合った休日保育の充実に努めます。

また、年末に就労等で保育ができない家庭に対しては、引き続き年末保育サービスを推進します。

### ④障害児保育事業・認定こども園の特別支援教育

障害児保育（特別支援教育）は、心身に障害を持つ子どもや特別な支援が必要な子どもの保護者が、就労又は疾病等の理由により保育ができない場合又は教育を受けさせたい場合に、当該児童の教育・保育を実施するものであり、市内認可保育所・認定こども園全園で障害等の程度が中・軽度で集団保育が可能な子どもについて受け入れています。

集団保育のなかで子どもの成長を把握することにより、障害等の早期発見や予防に努め、卒園後も障害児等に対する継続した支援ができるよう関係機関との連携を図ります。

### ⑤教育・保育施設の指導監査

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、市が定めた基準に従い適正で良質な教育・保育が提供されるよう、指導監査を行います。

## 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	延長保育事業 (子育て支援課)	認可保育所で11時間開所(7時～18時)後において、保護者の勤務時間等を考慮し、延長保育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所全園(17園)で1時間延長保育を実施</li> <li>うち私立保育所(4園)で2時間延長を実施</li> </ul>	事業の継続
2	病児保育事業 (子育て支援課)	病氣中や病氣の回復期にある子どもが、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、病児・病後児保育室で保育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に病後児保育室を委託により1か所で実施</li> <li>市内に病児・病後児保育室を委託により1か所で実施し、稲城市立病院小児科医師による巡回を実施</li> </ul>	事業の継続
3	年末保育事業 (子育て支援課)	年末に保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない場合に、市内の認可保育所で年末保育を実施します。	認可保育所1園で実施	事業の継続
4	休日保育事業 (子育て支援課)	保護者が休日に就労等の理由により、家庭で保育できない場合に、休日保育を実施します。	認可保育所1園で休日保育を実施	事業の継続
5	障害児保育事業 (子育て支援課)	障害の程度がおおむね中・軽度で集団保育が可能な子どもについて、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、障害児保育を実施します。 認証保育所・幼稚園の特別支援教育の補助を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所全園(17園)で実施</li> <li>認証保育所全園(5園)で実施</li> <li>幼稚園全園(5園)で実施</li> </ul>	事業の継続
6	認定こども園の特別支援教育 (子育て支援課)	認定こども園での特別支援教育の補助を実施します。	認定こども園全園(3園)で実施	事業の継続
7	教育・保育施設の指導監査 (子育て支援課)	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき教育・保育施設の指導監査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業</li> <li>認証保育所、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、その他認可外保育事業</li> </ul>	事業の継続

【整備目標】

■ 延長保育事業（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	504	692	696	695	689	686
	②確保提供量		692	696	695	689	686
	②－①		0	0	0	0	0
第1地区	①量の見込み		467	474	475	475	478
	②確保提供量		467	474	475	475	478
	②－①		0	0	0	0	0
第2地区	①量の見込み		141	136	130	124	119
	②確保提供量		141	136	130	124	119
	②－①		0	0	0	0	0
第3地区	①量の見込み		84	86	90	90	89
	②確保提供量		84	86	90	90	89
	②－①		0	0	0	0	0

＜現状と今後の予定＞

現在は、認可保育所、幼保連携型認定こども園全園で実施しており、今後も継続して実施します。

また、各認可保育所では、定員がなく、在園者が希望すれば対応が可能であるため、確保提供量は量の見込みと同数としています。

■ 病児・病後児保育事業（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

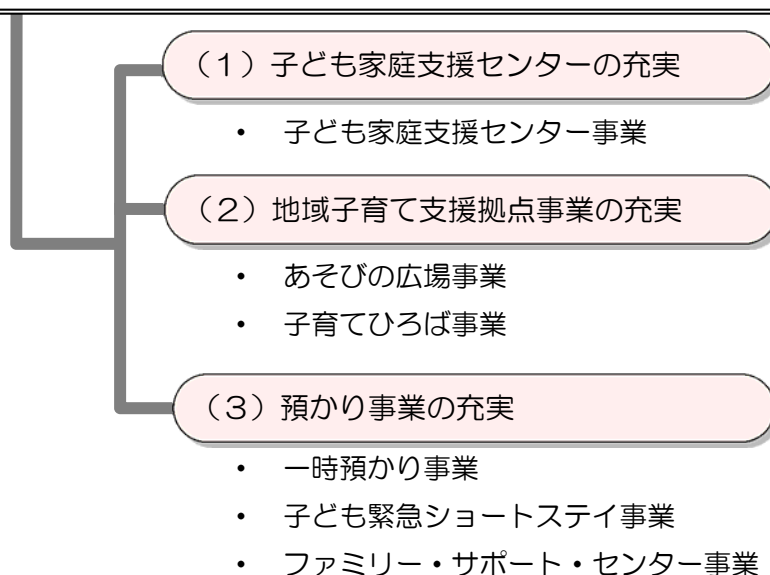
単位：延べ利用者数／年

区 域	項 目	平成30年 度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	363	1,299	1,306	1,307	1,298	1,291
	②確保提供量	1,538	1,538	1,538	1,538	1,538	1,538
	②－①		239	232	231	240	247

＜現状と今後の予定＞

現在、市内2か所で実施しています。季節的な病気の流行等により受け入れができないこともあります。今後も継続して実施します。

## 2 地域の子育て支援の充実



### (1) 子ども家庭支援センターの充実

子ども家庭支援センターは、全ての子育て家庭のための親子の交流の場であるとともに、子どもと家庭に関する総合相談や支援、情報提供、子育てグループへの支援など子育て支援の総合的な窓口としての機能を担っています。

平成27年4月より、東長沼地区に子ども家庭支援センター本郷分室を開設し、利用者の利便性の向上に努めています。

ニーズ調査においては、第一次子ども・子育て支援事業計画策定時の調査と比較すると、子ども家庭支援センターの周知度は、就学前児童の保護者・妊娠中の方では約7割、小学校児童の保護者では約6割と同率で推移しています。また、「利用したことがある」となると就学前児童の保護者・妊娠中の方では43.9%から39.0%に減少、小学校児童の保護者では24.1%から25.8%に増加しています。今後、子育て家庭の拠点施設としてさらなる利用の向上に努めます。

また、児童虐待や養育困難家庭への対応は、迅速に情報を関係機関につなぐとともに、的確な対応が求められます。本市では子ども家庭支援センターに情報が一元的に集中し総合窓口となるよう、虐待防止ケースマネジメント（要支援家庭サポート事業）に力を入れてきています。今後、関係機関との連携をさらに強め、子ども家庭支援センター機能の充実に向けた取り組みを行います。

### 第3部 各論

#### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の 取り組み
1	子ども家庭支援センター事業 (子育て支援課)	各関係機関と連携を図りながら、総合相談やサービス提供及び調整等を行い、地域の子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、18歳未満の子どもと子育て家庭を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと家庭の総合相談</li> <li>・育児支援ヘルパー派遣</li> <li>・子ども緊急ショートステイ事業</li> <li>・ペアレントトレーニング講座(親の子育て力向上支援講座)等</li> </ul>	事業の継続

#### (2) 地域子育て支援拠点事業の充実

地域子育て支援拠点事業は、親子がつどい、交流する場として大きな役割を果たしています。拠点施設である子ども家庭支援センター(向陽台)における「あそびの広場事業」とともに、地域においては私立保育所の専用スペースにて「子育てひろば事業」により、相談や交流事業を推進しています。

#### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の 取り組み
1	あそびの広場事業 (子育て支援課)	子育て親子間の交流の場の提供と交流の促進。子育てなどに関する相談、援助の実施をします。地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あそびの広場を子ども家庭支援センター(向陽台)で実施</li> <li>・出張あそびの広場を児童館など7施設で実施(本郷、第二、第三、第四、城山児童館、iプラザ及び大丸地区会館)</li> </ul>	自宅で子育てをする親子の支援、相談、援助の場として事業の拡大を図る。
2	子育てひろば事業 (子育て支援課)	保育所を利用し、地域の子育て家庭に対する総合的な子育て支援施策を推進することにより、子育て家庭の育児を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立保育所7園で実施(松葉、若葉台バオバブ、もみの木保育園若葉台、中島ゆうし、ひらお、城山保育園南山、本郷ゆうし保育園)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の継続</li> <li>・新園の設置と併せて事業の拡大を図る。</li> </ul>

## 【整備目標】

## ■ 子育てひろば事業〈地域子育て支援拠点事業〉（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
	②確保提供量		15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
	②－①		0	0	0	0	0
第1地区	①量の見込み	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
	②確保提供量		8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
	②－①		0	0	0	0	0
第2地区	①量の見込み	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	②確保提供量		5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	②－①		0	0	0	0	0
第3地区	①量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	②確保提供量		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	②－①		0	0	0	0	0

## 〈現状と今後の予定〉

現在、子ども家庭支援センター（向陽台）にて、あそびの広場事業及び児童館等で出張あそびの広場事業を実施し、また、認可保育所では、子育てひろば事業を実施しています。

第1地区で認可保育所4か所、児童館等5か所、第2地区で認可保育所2か所、児童館等2か所、第3地区で認可保育所1か所、児童館1か所を実施しており、今後も継続して実施します。

## （3）預かり事業の充実

## ①一時預かり事業

病気や冠婚葬祭、就労等の理由で一時的に保育できなくなった場合や、育児疲れの解消等を図るため一時預かり事業を行っています。

一時預かり事業は、私立認可保育所で実施しています。就学前児童の保護者・妊娠中の方のニーズ調査によると、一時預かりの利用希望は約5割となっており、期待の高まりがみられます。また、ニーズ調査で利用目的では、冠婚葬祭、学校行事、家族の通院とあわせて、リフレッシュ目的とする保護者が多いものの、現状では就労目的等の事前予約が多く、リフレッシュ目的の利用ができない状況にあります。そのため、気軽に一時預かりを利用できるよう実施施設を施設整備と併せて拡充します。

また、幼稚園における、在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育、幼稚園型一時預かり事業）を今後も継続して実施します。

②子ども緊急ショートステイ事業

保護者が出産や病気などで一時的に家庭での養育が困難な時に、市が委託する施設で宿泊を伴いながら子どもを短期的に養育する事業です。

様々な事情により家庭での養育が困難な事例があることから、ショートステイ事業を実施しています。

③ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、相互に援助活動を行うものです。本市では、稲城市社会福祉協議会に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の 取り組み
1	一時預かり事業 (子育て支援課)	保護者が就労・通院・レスパイト（休息）等で一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所にて保育サービスを実施します。また、幼稚園・認定こども園において主に在園児を対象とした預かり事業（預かり保育、幼稚園型一時預かり事業）を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団保育が可能な1歳から就学前の子どもを対象に市内認可保育所9園で実施</li> <li>・市内幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施（全8園）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度から認可保育所2園増</li> <li>・令和3年度から認可保育所1園増</li> </ul>
2	子ども緊急ショートステイ事業 (子育て支援課)	1歳6か月から小学校6年生までの子どもを対象に保護者が出産や病気などで一時的に家庭で養育が困難な時に、市が委託する施設等において宿泊を伴いながら最大6泊7日までの期間で子どもを養育します。	平成30年度利用実績：実人員24人（延べ34泊）	令和2年度から養育協力家庭への委託を開始
3	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課)	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（活動会員）が会員となり、子育てを支援する助け合いの活動です。	稲城市社会福祉協議会に委託し、保育所・幼稚園・学童クラブ等へ子どもの送迎、登園前・登園後の預かり等を実施	事業の継続

## 【整備目標】

## ■ 一時預かり事業

## ＜幼稚園在園児対象の預かり保育及び幼稚園型一時預かり事業＞（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	27,089	27,241	27,369	27,551	27,737	27,786
	②確保提供量		27,241	27,369	27,551	27,737	27,786
	②-①		0	0	0	0	0

## ＜現状と今後の予定＞

現在、市内私立幼稚園及び認定こども園全園において、預かり保育を実施しています。確保提供量としても十分満たしているため今後も継続して実施します。

## ■ 一時預かり事業＜保育所等における一時預かり事業＞（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	9,315	7,557	7,600	7,617	7,499	7,425
	②確保提供量	15,380	17,770	20,160	20,160	20,160	20,160
	②-①		10,213	12,560	12,543	12,661	12,735
第1地区	①量の見込み		4,812	4,884	4,888	4,873	4,891
	②確保提供量		11,950	11,950	11,950	11,950	11,950
	②-①		7,138	7,066	7,062	7,077	7,059
第2地区	①量の見込み		1,163	1,117	1,073	1,020	980
	②確保提供量		4,780	4,780	4,780	4,780	4,780
	②-①		3,617	3,663	3,707	3,760	3,800
第3地区	①量の見込み		1,582	1,599	1,656	1,606	1,554
	②確保提供量		1,040	3,430	3,430	3,430	3,430
	②-①		▲542	1,831	1,774	1,824	1,876

## ＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在、第一地区6園、第二地区2園、第三地区1園で実施しています。令和3年度に第三地区1園（第三保育園民営化）を見込んでいます。



■ 子ども緊急ショートステイ事業<子育て短期支援事業>（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	60	147	147	147	147	147
	②確保提供量		147	147	147	147	147
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在は、1歳6か月から小学校6年生までの児童を対象に、1か所の施設で実施しています。  
令和2年度から、従来のサービスに加えて、「養育協力家庭」を取り入れる予定です。

■ ファミリー・サポート・センター事業<子育て援助活動支援事業>（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	1,714	1,714	1,714	1,714	1,714	1,714
	②確保提供量		2,028	2,028	2,028	2,028	2,028
	②-①		314	314	314	314	314

<現状と今後の予定>

現在、社会福祉協議会に委託して実施しており、今後も活動会員数を維持します。

### 3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供

#### 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供

- 保育所の育児相談事業
- 子育てサポーター事業
- 子どもと家庭の総合相談
- 母子健康相談
- 発達支援センター事業
- 子育て支援課による子育て支援に関する情報提供
- 子ども家庭支援センターによる情報提供
- 健康課による乳幼児の子育て等に関する情報提供
- 利用者支援事業（基本型）
- 利用者支援事業（母子保健型）
- 教育相談事業
- スクールカウンセラー等活用事業
- 障害者相談支援事業

ニーズ調査では、子育てに関する悩みや不安の相談相手は、配偶者・パートナー、親族（親・きょうだいなど）、隣近所の人、地域の知人・友人といった自分の身の回りの人が大半を占めています。

本市では、各保育所や幼稚園による子育て相談、子ども家庭支援センターによる子どもと家庭の総合相談、保健センターの母子健康相談、さらには民生委員・児童委員などがそれぞれ相談活動を行っています。特に保育所の相談事業は、保育士、看護師、栄養士等による専門的な職員がいる地域に身近な相談施設として、利用しやすい環境整備やPRに努めていきます。

子ども家庭支援センターは、子育て家庭を支援する総合窓口としての役割を果たしていきます。平成27年4月から、東長沼地区に本郷分室を開設し、相談体制の充実を図っています。

子育てに関する情報提供については、子育て支援課では、認定こども園、保育所、幼稚園等の情報を集約し「いなぎ子育てブック」や「保育所等利用のしおり」を作成し、広報紙などとあわせ、サービス利用者への周知に努めています。

また、令和2年度から保健センターで実施する利用者支援事業（母子保健型）とすでに開始している子ども家庭支援センターの利用者支援事業（基本型）を連携させることで、子育て世代包括支援センターとしての機能を持たせ、母子保健と子育て支援の両面から、妊産婦・乳幼児等に対して切れ目のない支援を推進していきます。

また、子育てサポーター（地域の子育ての先輩やボランティア）による定期的な居場所の提供や相談活動を行うことで、子どもと親の「社会的つながり」づくりを地域で促

していきます。

子どもの教育についての様々な問題や悩みについては、教育相談室では、保護者とのカウンセリングによる相談窓口を随時受け付けて、教育、心理専門家等による教育相談を行っています。また、各学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えています。

障害者相談支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）に基づき障害児（者）の相談支援の拠点として、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）などを市内2か所で実施します。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	保育所の育児相談 事業 (子育て支援課)	地域の未就学児と保護者等を対象に、保育所で保育士、看護師、栄養士等による専門的な子育てについての相談事業を実施します。	認可保育所で実施(私立保育所は子育てひろば実施施設で実施)	事業の継続
2	子育てサポーター 事業 (子育て支援課)	子育てサポーター養成講座を修了した方々が、児童館等で地域の親子と遊び、育児の相談や話し相手として活動を行います。また、養成講座修了者に対して、質の継続をします。主管課は活動のサポートを行います。	市内6か所の児童館等で「子育てサポーターの日」としてサポーター活動を展開し、各児童館等で月1回をめぐりに実施	事業の継続
3	子どもと家庭の総合相談 (子育て支援課)	18歳未満の子どもを育てる家庭が抱える課題に関して、専門相談員による総合的な相談を実施します。	子ども家庭支援センターで実施 ・来所相談 ・電話相談 ・メール相談 ・あそびの広場での相談 ・出張あそびの広場での相談 ・認可保育所への巡回相談	事業の継続
4	母子健康相談 (健康課)	妊産婦・乳幼児を対象に生活習慣や子育て等に関する悩みの相談に応じ、不安の軽減を図ります。	母乳相談、保健相談、栄養相談及び計測を月1回実施	事業の継続
5	発達支援センター 事業 (障害福祉課)	乳幼児期から就学期を経て、就労等といった地域での生活のライフステージに対応する、切れ目のない支援の充実を目指します。	一般相談、医師による専門相談、保育所・幼稚園・学校等への機関支援を関係機関と連携して実施 就学前々年児を対象に、就学前発達相談を来所・電話・FAX・メールで実施	事業の継続

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
6	子育て支援課による子育て支援に関する情報提供 (子育て支援課)	広報やホームページ、パンフレット等により、保育所等利用のしおり、入所状況、児童手当、乳幼児医療費助成制度等の情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月ホームページに保育所等の入所状況を掲載</li> <li>・随時子育て支援に関する情報を広報、ホームページ等にて提供</li> </ul>	事業の継続
7	子ども家庭支援センターによる情報提供 (子育て支援課)	広報やホームページ、おたより等により子育て親子に関わる情報や、地域のイベント等について情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報いなぎへの掲載</li> <li>・あそびの広場だよりの発行</li> <li>・子育てボランティア育成により、市内の子育て資源のネットワーク作りを推進</li> <li>・子ども家庭支援センター案内パンフレット、いなぎ子育てブック及び関係機関各種パンフレットの配布</li> <li>・子ども家庭支援センターホームページを毎月更新</li> </ul>	事業の継続
8	健康課による乳幼児の子育てに関する情報提供 (健康課)	妊娠届出、乳幼児健診、広報、市ホームページ、母子手帳アプリ等で乳幼児の子育て等に関する情報提供を行います。	妊娠届出、乳幼児健診、広報、市ホームページ等で子育てに関する様々な情報提供を実施	事業の継続
9	利用者支援事業(基本型) (子育て支援課)	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	研修を受講し、子育て支援パートナーとして子ども家庭支援センターあそびの広場や出張あそびの広場で事業を実施	事業の継続
10	利用者支援事業(母子保健型) (健康課)	妊娠期から乳幼児期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	妊娠届出時又は妊娠届出時のアンケートにより保健師が相談等を実施	令和2年度から実施

### 第3部 各論

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
⑪教育相談事業 （指導課）	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、来室相談、電話相談に随時応じるとともに、学校との連携、他機関との連携等を図ります。 また、発達障害等を対象とする特別支援教育に関する相談活動も実施します。 ふれんど平尾を拠点とした、市内2か所での相談を行います。
⑫スクールカウンセラー等活用事業 （指導課）	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、小・中学校全校へスクールカウンセラーを週1回配置し、児童・生徒、教員及び保護者の相談に対応します。 また、スクールソーシャルワーカーの配置により児童、生徒及び保護者の相談に対応します。
⑬障害者相談支援事業 （障害福祉課）	第5期稲城市障害福祉計画及び第1期稲城市障害児福祉計画に基づき、障害児（者）の相談支援の拠点として、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）などを市内2か所で行います。

## 4 子育てボランティア等への支援

### (1) 子育て支援員の育成

- ・ 子育て支援員の研修事業

### (2) 子育てボランティアの育成と連携

- ・ 子育てサポーター養成講座

#### (1) 子育て支援員の育成

国において、学童クラブ補助員、家庭的保育事業者、ファミリー・サポート・センター提供会員等の子育て支援の担い手となる人材の確保を目指して、全国共通の研修制度が創設されました。

稲城市では、東京都において実施している本研修の募集要領の配布等について協力を行っています。

##### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	子育て支援員の 研修事業 (子育て支援課)	地域において子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方に対し、研修制度を活用し子育て支援員の養成を図ります。	東京都子育て支援員研修のホームページへの掲載、募集要項の配布を実施	事業の継続

#### (2) 子育てボランティアの育成と連携

育児に不安や悩みを持っている保護者の相談に耳を傾けたり、育児中の息抜きの場となるような気軽に参加できる居場所の提供を行う子育てサポーターの育成を行っていきます。子育てサポーター養成講座を修了した人は、子育てサポーターとして登録し、子育てサポーターとして活動していきます。

今後さらに活動を充実していくため、子育てサポーターが自主的に活動できるように活動支援に取り組んでいきます。

##### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	子育てサポーター 養成講座 (子育て支援課)	子育てに関する知識や情報を身に付け、子育て支援ができる人材を養成します。	養成講座及びスキルアップ講座を年9回程度実施	事業の継続

## 5 子どもの健全育成

### (1) 学童クラブ・放課後子ども教室

- ・ 学童クラブ運営事業
- ・ 放課後子ども教室

### (2) 子どもたちの居場所づくり

- ・ 児童館事業
- ・ 「中・高校生タイム」
- ・ 中・高校生の居場所

#### (1) 学童クラブ・放課後子ども教室

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、子どもたちが遊び等を通じて健やかに成長するための、放課後における児童の健全育成事業です。新・放課後子ども総合プランに基づき、事業を実施するとともに、放課後子ども教室との連携を強化し、児童の安全・安心な居場所の確保に努めていきます。

また、開所時間の延長等、多様な利用者ニーズに対応するため、平成30年度までに市内15か所の学童クラブのうち7つの学童クラブで民営化を進めてきました。今後も民営化を進めながら、学童クラブの充実を目指していきます。

放課後子ども教室は、実施校に通う小学生を対象に、小学校の余裕教室などを活用して子どもたちに安心・安全な居場所を提供するもので、平成27年度から全小学校で実施しています。

## 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	学童クラブ運営事業 (児童青少年課)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	1小学校あたり1学童クラブ15か所で実施 (公設公営8施設、公設民営4施設、民設民営3施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度より順次民営化に取り組む。</li> <li>・特別な配慮を必要とする児童を受け入れるため、必要に応じて職員を配置する。</li> <li>・育成支援の質の確保のため、職員の放課後児童支援員の資格取得を推進する。</li> <li>・利用者等へ育成内容の周知に努める。</li> </ul>
2	放課後子ども教室 (生涯学習課)	各小学校に通学する児童を対象に、放課後の安心・安全な居場所を提供することを目的として、子どもの遊びや軽スポーツ活動等を行います。	市内12小学校に通う児童を対象に実施	事業の継続



## (2) 子どもたちの居場所づくり

子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、市内には5か所の児童館とiプラザの児童青少年エリアが設置されています。児童館等では、18歳未満の子どもを対象に、児童の健全育成と情操を豊かにする事業を推進するため、創作事業をはじめ各種事業を実施していきます。

また、利用者ニーズに対応するため、児童館の民営化を検討するとともに、中・高校生の居場所づくりを実施している団体への支援や中・高校生タイムの実施など、居場所の充実を図っていきます。

### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童館事業 (児童青少年課)	子どもに自由な遊び場を提供し、心身の健全育成・情操を豊かにすることを目的とした事業を行います。	市内5児童館で実施 ・公設公営 3館 ・公設民営 1館 ・民設民営 1館	民営化の検討
2	「中・高校生タイム」 (児童青少年課)	中・高校生のために児童館を開放し、中・高校生の居場所として実施します。	第三児童館、第四児童館、城山児童館、本郷児童館で実施	事業の継続
3	中・高校生の居場所 (児童青少年課)	中・高校生が気軽に訪問できる居場所事業を実施している団体の活動を支援します。	城山文化センター等を活用し事業を実施している団体の活動支援を実施	事業の継続

## 【整備目標】

## ■ 学童クラブ&lt;放課後児童健全育成事業&gt;（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：利用者数/人

区 域	項 目	平成31年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み (高学年)	854	841 (38)	844 (38)	854 (38)	858 (38)	876 (40)
	②確保提供量	2,697	2,697	2,697	2,697	2,697	2,697
	学童クラブ	825	825	825	825	825	825
	放課後子ども教室	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
	②-①		1,856	1,853	1,843	1,839	1,821
第1地区	①量の見込み		492 (23)	505 (24)	520 (24)	528 (25)	549 (26)
	②確保提供量		1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
	学童クラブ		415	415	415	415	415
	放課後子ども教室		936	936	936	936	936
	②-①		859	846	831	823	802
第2地区	①量の見込み		240 (11)	225 (10)	210 (10)	196 (9)	184 (9)
	②確保提供量		949	949	949	949	949
	学童クラブ		300	300	300	300	300
	放課後子ども教室		649	649	649	649	649
	②-①		709	724	739	753	765
第3地区	①量の見込み		109 (4)	114 (4)	124 (4)	134 (4)	143 (5)
	②確保提供量		397	397	397	397	397
	学童クラブ		110	110	110	110	110
	放課後子ども教室		287	287	287	287	287
	②-①		288	283	273	263	254

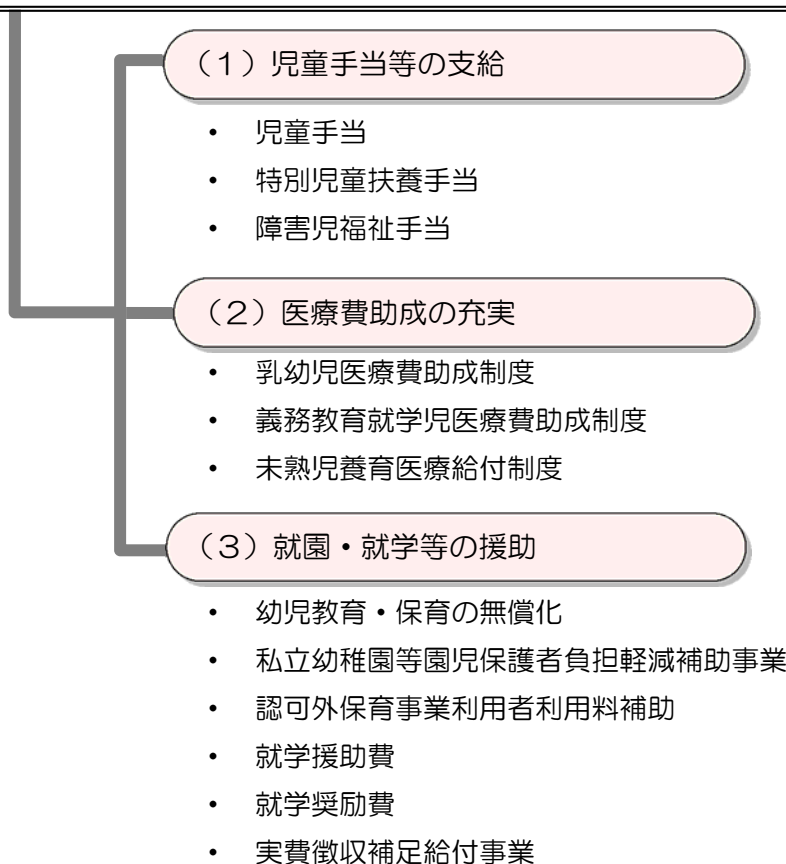
※（ ）は上記数のうち高学年の人数です。

※ 学童クラブの他に、放課後の居場所を提供する事業として、放課後子ども教室を実施しているため、確保提供量として平成31年4月時点の放課後子ども教室の実績を掲載しています。

## &lt;現状と今後の予定&gt;

平成31年度現在学童クラブは第一地区9か所、第二地区4か所、第三地区2か所で実施しています。全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう放課後子ども教室と連携し、提供量を確保します

## 6 経済的支援の充実



### (1) 児童手当等の支給

子育てに対する経済的な負担を軽減し、子どもの健全育成を図るため、子どもと家庭の状況に応じて児童手当等の手当の支給及び制度の普及・啓発に努めます。

ニーズ調査では、就学前児童の保護者・妊娠中の方及び小学校児童の保護者とも「経済的負担の軽減」に対する要望は高いものがあります。

#### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童手当 (子育て支援課)	児童手当法に基づき手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	中学校3年生以下の児童を養育する者に法令に定める額の手当を支給	事業の継続
2	特別児童扶養手当 (子育て支援課)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給し、障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	精神及び身体に一定の障害を有する20歳未満児童を養育する者に、法令に定める額の手当を支給	事業の継続
3	障害児福祉手当 (障害福祉課)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給し、障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	重度の障害があるため日常生活において常時介護が必要な20歳未満の者に、法令に定める額の手当を支給	事業の継続

## (2) 医療費助成の充実

子どもと家庭の状況に応じて、乳幼児及び義務教育就学児に係る医療費の助成を行っていきます。

今後も引き続き、東京都の制度に基づき医療費助成を行い、経済的支援の充実を図っていきます。

### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	乳幼児医療費助成制度 (子育て支援課)	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	小学校就学前の乳幼児の健康保険が適用される医療費のうち、自己負担分を助成	事業の継続
2	義務教育就学児医療費助成制度 (子育て支援課)	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	小学校1年生から中学3年生までの児童の健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担を除き、自己負担分を助成	事業の継続
3	未熟児養育医療給付制度 (子育て支援課)	母子保健法に基づき未熟児の医療費及び食事代を助成します。	医師が入院養育を必要と認めた未熟児にかかる医療費及び食事代の助成を実施	事業の継続

## (3) 就園・就学等の援助

就学前児童の保護者・妊娠中の方に対するニーズ調査では、市に望む子育て支援策として、「保育所や幼稚園、学校にかかる費用負担の軽減」が最も多くなっています。

こうしたニーズを踏まえ、保育所や幼稚園、児童発達支援等を利用する保護者の経済的負担の軽減を国の幼児教育・保育、就学前障害児の児童発達支援等の無償化制度に沿って実施します。また、国公立の小中学校に在籍する児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、第三次稲城市教育振興基本計画、稲城市保健福祉総合計画（第三次）等に基づき、世帯の収入に応じて就学援助費、就学奨励費を交付します。

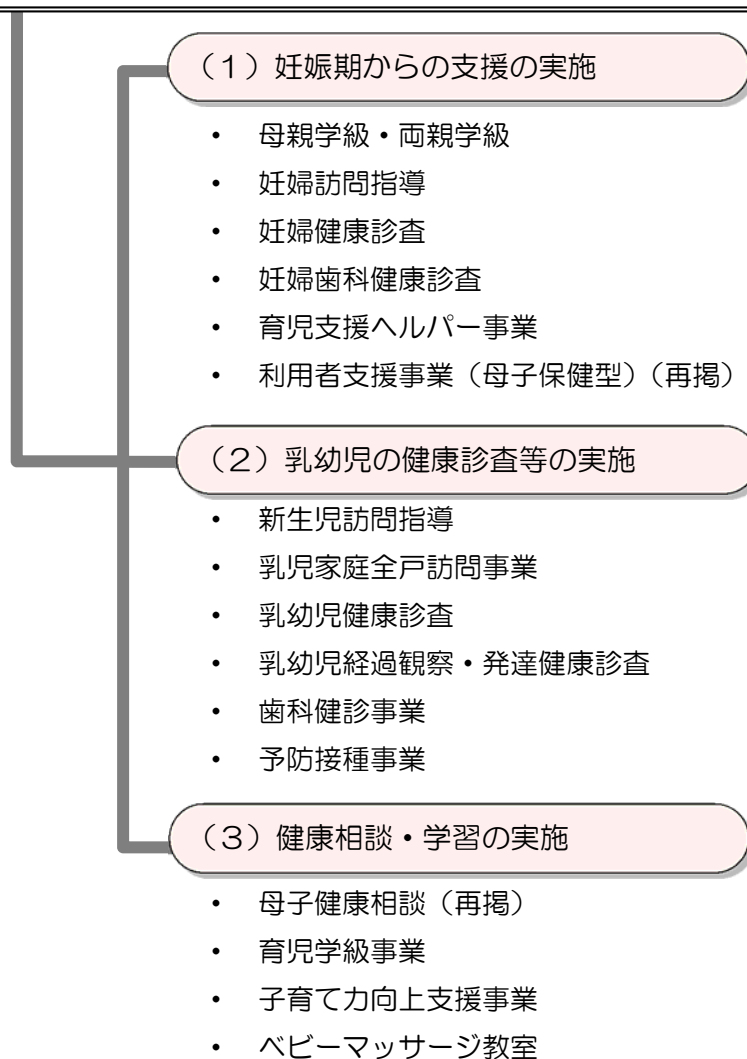
### 第3部 各論

#### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	幼児教育・保育の 無償化 (子育て支援課) (障害福祉課)	幼児教育・保育に係る保護者の負担を軽減するため、国の制度に沿って、幼児教育・保育の無償化を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～5歳児及び0～2歳児非課税世帯の認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園、家庭的保育事業等の保育料無償化並びに現行制度幼稚園、認可外保育施設利用者への子育てのための施設等利用給付を実施</li> <li>・児童発達支援等について満3歳になってから初めての4月1日から3年間の利用料無償化を実施</li> </ul>	事業の継続
2	私立幼稚園等園 児保護者負担軽減補助事業 (子育て支援課)	私立幼稚園に通園させている保護者に対して、所得に応じて保育料の一部を補助します。	東京都の定める補助金額に加え入園準備に係る経費の補助金を上乘せして交付	事業の継続
3	認可外保育事業 利用者利用料補助 (子育て支援課)	東京都認証保育所、企業主導型保育事業利用者の利用料の一部を補助します。	東京都認証保育所及び企業主導型保育事業利用者の利用料の一部に対し補助金を交付	事業の継続
4	就学援助費 (学務課)	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	学用品・通学用品費、学校給食費、校外学習費等を支給	事業の継続
5	就学奨励費 (学務課)	特別支援学級に在籍する児童生徒又は、通常学級に在籍し一定の障害のある児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	学用品・通学用品費、学校給食費、校外学習費、通学費等を支給	事業の継続
6	実費徴収補足給 付事業 (子育て支援課)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	制度の対象とする費用について必要性を含め検討中	必要性を含め検討

## 第2章 親と子の健康の維持と増進

### 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実



#### (1) 妊娠期からの支援の実施

働きながら妊娠期を過ごす女性が多くなり、健康に配慮した生活スタイルを送ることが重要です。健やかな赤ちゃんの誕生に向けて、心身ともに安定した状態で出産に臨めるよう、妊娠期から継続した支援を実施していきます。

保健センターでは、母子健康手帳交付時に妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うとともに、出産と育児に関する知識や技術の習得、仲間づくりを目的とした母親学級や、夫婦で共に支えあう大切さを伝える両親学級などを開催していきます。

また、令和2年度から保健センターで実施する利用者支援事業（母子保健型）とすでに開始している子ども家庭支援センターの利用者支援事業（基本型）を連携させることで、子育て世代包括支援センターとしての機能を持たせ、母子保健と子育て支援の両面から、妊産婦・乳幼児等に対して切れ目のない支援を推進していきます。

### 第3部 各 論

#### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	母親学級・両親学級 (健康課)	妊娠、出産、育児についての知識を習得し、地域での仲間づくりを支援するとともに、妊娠中から夫婦ともに親となる心構えや、協力し合う必要性を伝えることを目的に実施します。	・母親学級：妊娠、出産、育児等についての知識や、母親たちの仲間づくりを促す。 ・両親学級：妊婦体験や沐浴体験及び先輩パパママからの講話などを実施	事業の継続
2	妊婦訪問指導 (健康課)	妊婦に対して必要な指導・助言及び相談を行います。	妊婦は若年及び高齢出産予定の希望者を対象に実施	事業の継続
3	妊婦健康診査 (健康課)	妊婦や胎児の健康を管理し、安全で安心して出産へ臨めるよう妊婦健康診査を実施します。	・都内委託医療機関で実施 ・助産院・都外医療機関で受診の場合は償還払いにより健診を実施	事業の継続
4	妊婦歯科健康診査 (健康課)	歯科疾患が増加しやすい妊婦の歯科健康診査を実施します。	保健センターで実施	事業の継続
5	育児支援ヘルパー事業 (子育て支援課)	産前産後の家事及び育児に支援が必要とされる家庭にヘルパーを派遣し、家庭での家事や育児を支援します。	広報やホームページ、パンフレット等で周知	事業の継続
6	利用者支援事業(母子保健型) (健康課) [第1章3.10再掲]	妊娠期から乳幼児期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	妊娠届出時又は妊娠届出時のアンケートにより保健師が相談等を実施	令和2年度から実施

#### 【整備目標】

##### ■ 妊婦健康診査（1区域）

##### 【利用量の見込みと確保提供量】

単位：受診者数／人

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	757	744	737	731	711	705
	②確保提供量		744	737	731	711	705
	②－①		0	0	0	0	0

##### 【確保方策の内容】

妊婦健診を継続して実施します。

## (2) 乳幼児の健康診査等の実施

新生児訪問指導事業・乳児家庭全戸訪問事業は、出産後早期の家庭での育児を支援する機会として重要な役割を果たすため引き続き実施していきます。

保健センターでは、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に集団健康診査を実施しています。また、6～7か月児・9～10か月児には個別健康診査の受診を推奨しています。発育・発達の確認及び疾病や障害の早期発見、早期対応を目的として医療機関等の紹介や相談を行うとともに、児及びその家庭が抱える様々な問題についても、状況に応じた助言や相談、家庭訪問、関係機関との連携等を通して継続的な支援を行っています。

また、保護者からの相談が増加している乳幼児の発育・発達の問題に関しては、子ども及び保護者に、より専門性の高い相談を実施するために乳幼児経過観察・発達健康診査事業を引き続き実施していきます。

### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	新生児訪問指導 (健康課)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師及び訪問指導員が訪問し、母親や乳児の発育・発達の相談に応じます。	生後4か月までの全ての家庭を訪問	事業の継続
2	乳児家庭全戸訪問事業 (健康課)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師及び訪問指導員が訪問し、子育て支援に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を支援します。	生後4か月までの全ての家庭を訪問	事業の継続
3	乳幼児健康診査 (健康課)	3～4か月児、6・9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に各健康診査を行うことにより、児の発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見に努め、児の状態や育児状況に応じた適切な支援を行います。診察の結果、必要に応じて乳幼児精密健診票を交付します。	(集団健康診査) ・3～4か月児健康診査 ・1歳6か月時健康診査 ・3歳児健康診査 (個別健康診査) ・6～7か月児健康診査 ・9～10か月児健康診査 を実施	事業の継続
4	乳幼児経過観察 発達健康診査 (健康課)	乳幼児健康診査で要経過観察と判断された又は保護者から相談のあった児を対象に各児の課題に重点をおいて発育・発達等を継続的に確認し、疾病・障害の早期発見に努めます。	専門医等による健康診査を実施 ・経過観察健康診査 ・発達健康診査	事業の継続



### 第3部 各論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
5	歯科健診事業 (健康課)	「親子歯みがき教室」「1歳児 歯科健康診査」「2歳児歯科健 康診査」「2歳6か月児歯科健 康診査」を実施し、むし歯予 防だけでなく、食べ方の相談 や子育て支援の場としての歯 科健診・歯科相談を実施しま す。	親子はみがき教室、1歳児歯科健 康診査、2歳児歯科健康診査、2 歳6か月児歯科健康診査を実施	事業の継続
6	予 防 接 種 事 業 (健康課)	予防接種法に基づき、四種混 合・三種混合・二種混合・ポ リオ・麻しん・風しん・麻し ん・風しん混合・日本脳炎・ BCG・ヒトパピローマウイル ス感染症・H i b感染症・ 小児の肺炎球菌感染症・水痘・ B型肝炎の予防接種を行います。	予防接種法に基づき、四種混合・ 三種混合・二種混合・ポリオ・麻 しん・風しん・麻しん・風しん混 合・日本脳炎・BCG・ヒトパピ ローマウイルス感染症・H i b感 染症・小児の肺炎球菌感染症・水 痘・B型肝炎の予防接種を実施	事業の継続

#### 【整備目標】

#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業（1区域）

##### 【利用量の見込みと確保提供量】

単位：訪問件数/件

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	753	744	737	731	711	705
	②確保提供量		744	737	731	711	705
	②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保方策の内容】

全ての乳幼児及びその保護者の実情把握ができるよう、確保提供量の維持を図っていきま  
す。

### (3) 健康相談・学習の実施

保健センターでは、妊娠中から乳幼児を対象に様々なニーズに対応した相談に応じられるよう電話相談・面接相談・家庭訪問を実施していきます。

母子健康相談では、妊産婦及び乳幼児を対象に個々の相談内容に応じて専門職が対応し、不安の軽減を図り、適切な支援に努めていきます。

また、子どもの成長発達に合わせて生じる悩みを抱えながら、地域で安心して前向きに子育てできるよう、きらきら学級、子育てグループ、ふたごの会など対象者に合わせた相談の場や育児学級などを紹介し、継続した支援に努めていきます。

また、子ども家庭支援センターでは、子どもへの不適切な関わりを改善し、育児不安の軽減を図ることを目的とした「子育て力向上支援事業」を行っていきます。

ベビーマッサージ教室は、育児において孤立しがちな生後6か月くらいまでの赤ちゃんを育てている母親支援として親子のスキンシップによりコミュニケーションを深める事業です。母子のコミュニケーションが深められ、母親同士の仲間づくりにもつながる人気の高い講座であり、第三次稲城市生涯学習推進計画に基づき今後も継続して実施していきます。

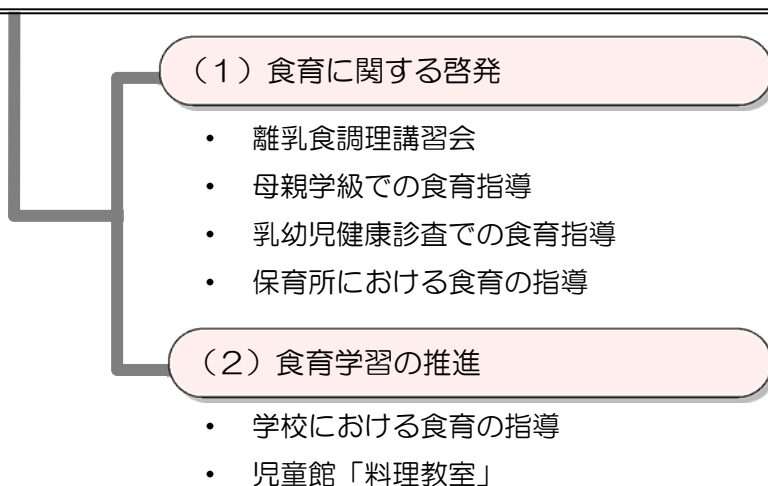
#### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	母子健康相談 (健康課) 〔第1章3(1) 4再掲〕	妊産婦・乳幼児を対象に子育て等に関する悩みの相談を実施します。	母乳相談、育児相談、栄養相談及び身体計測を実施	事業の継続
2	育児学級事業 (健康課)	育児不安を抱えた保護者を支援するためのグループとして、子どもの成長・発達を促すためのグループ「きらきら学級」、育児に不安を抱きやすい方のグループ「子育てグループ」、多胎児を対象とした「ふたごの会」を実施することにより、育児不安の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きらきら学級：年10回</li> <li>・子育てグループ：年12回</li> <li>・ふたごの会：年6回</li> </ul>	事業の継続
3	子育て力向上支援事業 (子育て支援課)	親同士が自分の力を出し合い、相互に学びあうグループ支援を実施することにより、子どもへの不適切な関わりの改善を促し、育児不安の軽減を図るため、ペアレントトレーニング講座を実施します。	ペアレントトレーニング講座を年2クール9回シリーズ開催	事業の継続

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
④ベビーマッサージ教室 （生涯学習課）	ベビーマッサージ教室については、第三次稲城市生涯学習推進計画に基づき実施します。 公民館で、生後6か月までの親子を対象に、親子のスキンシップに重点を置きオイルマッサージを取り入れたプログラムによって、乳児の健やかな心身の育成と、母親同士の交流の場を提供し、母親の子育てに対する不安を和らげます。

## 2 食育の推進



### (1) 食育に関する啓発

食習慣の乱れが、子どもの心と身体の成長に悪影響を与えることが懸念されます。乳幼児期は、食生活の基盤をつくる大切な時期であり、保護者の食習慣が大きな影響を与えます。このため、保護者への食育を充実させていくことが重要となります。

保健センターでは、母親学級や乳幼児健康診査の際、一日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすく示した食事バランスガイドの普及や、離乳食に関する講習会、栄養相談などを通して、食育に関する啓発を行っています。

保育所では給食等の提供を通じて、子どもや家庭への食育に関する様々な取り組みを進めています。子どもたちが野菜の栽培や調理を経験することにより、食に対する興味を深め、地場農産物を給食に取り入れるなど食育指導に努めています。

また、平成31年に「第三次稲城市食育推進計画」を策定し、今後同計画の推進により食育に関する啓発を図ります。

## 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①離乳食調理講習会 （健康課）	第三次稲城市食育推進計画に基づき、離乳期の児を持つ親を対象に離乳の必要性を説くとともに、調理実演を通して乳児の健康保持及び増進を図り、合わせて参加者同士の友達づくりの場とすることを目的に実施します。 離乳食の手軽な作り方や月齢に応じた食形態、食べ方、卒乳に関する情報提供を行い、参加者同士の仲間づくりを促します。
②母親学級での食育指導 （健康課）	第三次稲城市食育推進計画に基づき、「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を進め、妊娠中の望ましい食習慣の習得を目的に情報提供、栄養指導、相談を行います。 妊娠期・授乳期に必要な栄養や、離乳食・幼児食づくりに応用ができる食事づくりについて情報提供を行い、個別の食事診断を実施します。
③乳幼児健康診査での食育指導 （健康課）	第三次稲城市食育推進計画に基づき、生後3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査開催時に、発育段階に応じた好ましい習慣の確立及び栄養的偏りによる発育障害や健康障害を少なくし、好ましい食習慣を確立することを目的に情報提供、栄養相談等を実施します。 ・3～4か月児健康診査開催時に、離乳食の情報提供、栄養相談を実施 ・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査開催時に、幼児食の情報提供、栄養相談を実施
④保育所における食育の指導 （子育て支援課）	第三次稲城市食育推進計画に基づき、地域の未就学児、保護者、地域の子育て世帯等を対象に、保育所で保育士、看護師、栄養士等による専門的な子育てについての相談事業を実施します。 ・食事の大切さや食品の働き等の指導 ・調理保育による食の楽しさの指導 ・保護者等への給食だより、レシピ等の配布及び試食の実施

## (2) 食育学習の推進

食育に関する学習は、小・中学校では給食において食事の正しい理解と望ましい食習慣を養い、家庭科や生活科の時間において、食品の栄養的な特徴や調理の実習などを行うことで自らが健康管理を行えるような指導に努めています。

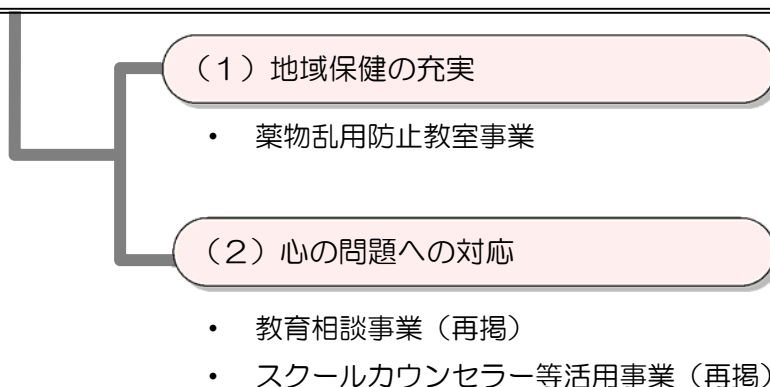
食材の本来の姿を知らない子どもたちが増えていることから、児童館で料理教室を実施したり、米づくり体験学習など地域においても実際に農作物を育てたりするなど体験する学習機会の確保に努めています。

一方、核家族化や共働きが進み、子ども一人で食べる孤食が増加しているため、食事を楽しみと感じられる機会を多くつくり、食に対する興味や関心を高められるよう取り組みます。

### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①学校における食育の指導 (指導課)	学校における食育の指導については第三次稲城市教育振興基本計画に基づき全校で食育の指導を実施します。
②児童館「料理教室」 (児童青少年課)	児童館「料理教室」については、第三次食育推進基本計画(国)、東京都食育推進計画、第三次稲城市食育推進計画に基づき実施します。 調理実習を通して、料理の楽しさや、食物の大切さなどに気づく機会として市内の5児童館で料理教室を実施します。

### 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実



#### (1) 地域保健の充実

思春期は、子どもから大人へと成長・発育していく重要な時期である一方で、様々な問題に遭遇します。喫煙、飲酒、10歳代の人工妊娠中絶と性感染症罹患率の増加など、思春期の男女の健康をむしばんでいることが指摘されています。

思春期における保健対策は、学校保健が中心となり実施されていますが、今後より効果的な思春期対策を実施するための計画的な指導が求められています。このため、東京都南多摩保健所では、市や学校と協力して薬物乱用防止教育のプログラムの作成やエイズに関する情報提供などを行っており、特に薬物乱用防止教室は各学校で実施しているセーフティ教室でも扱うなど子どもに対しての指導が徹底してきています。今後も、専門的な知識が要求される分野については、保健所等との連携を図ります。

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①薬物乱用防止教室事業 （指導課）	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、全ての小・中学校で実施します。また、生活指導主任会にて薬物乱用防止を取り上げて研修を実施します。

#### (2) 心の問題への対応

近年の社会環境の変化に伴い、いじめや不登校、ひきこもり、少年事件の多発など、思春期における心の健康問題が大きな社会問題となっています。

学校においては、いじめや不登校など、子どもたちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い、共に学び合う学校づくりを進めるとともに、関係機関との連携や学校及び教育相談室・適応指導教室（梨の実ルーム）における相談事業及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。

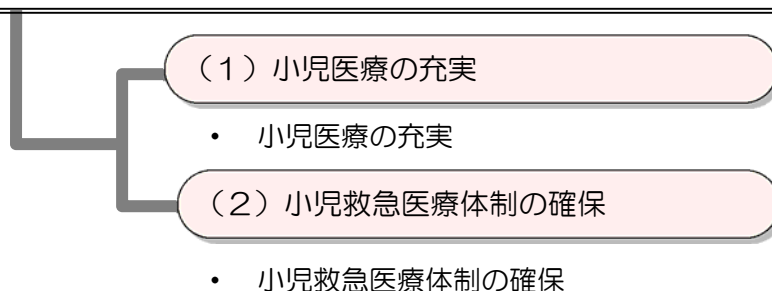
今後、第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、こうした指導・相談体制の一層の充実を図ります。

### 第3部 各論

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①教育相談事業 （指導課） [第1章3（1）11再掲]	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、来室相談、電話相談に随時応じるとともに、学校との連携、他機関との連携等を図ります。 また、発達障害等を対象とする特別支援教育に関する相談活動も実施します。 ふれんど平尾を拠点とした、市内2か所での相談を行います。
②スクールカウンセラー等活用事業 （指導課） [第1章3（1）12再掲]	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、小・中学校全校へスクールカウンセラーを週1回配置し、児童・生徒、教員及び保護者の相談に対応します。 また、スクールソーシャルワーカーの配置により児童、生徒及び保護者の相談に対応します。

## 4 小児医療の充実



### (1) 小児医療の充実

小児医療は安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤であり、医療の充実が求められます。小児医療では、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達についての相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が必要となります。保健センターでは、健康診査等を通じて感染症予防や乳幼児の事故防止のためリーフレットを配布し、保護者への情報提供をしていきます。

本市においては、市立病院が地域の中核病院として位置づけられています。

そのため、育児不安への支援や障害が疑われる子どもの発達の支援にあたり、市立病院と地域医療機関との病診連携を推進していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①小児医療の充実 （健康課）	医療計画に基づき、市立病院や地域医療機関との病診連携を推進します。

### (2) 小児救急医療体制の確保

子育て中の親にとって大きな心配事の一つは、子どもの病気やけがであり、子どもがいつでも安心して専門医の診療を受け入れる小児救急医療体制が必要です。

本市の救急医療については、市立病院が二次救急医療機関として地域の要請に応え体制の確保を図っていきます。

また、比較的軽症の患者が救急として医療機関を受診することがあることから、適正な受診について意識啓発を推進します。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①小児救急医療体制の確保 （市立病院）	稲城市立病院改革プランに基づき、二次救急医療機関として、引き続き需要に対応します。



## 第3章 心身の健やかな成長のための教育環境の整備

### 1 次代の親づくり

#### 乳幼児とのふれあいの推進

- ・ 保育体験学習

少子化や核家族化の影響できょうだいの数が少なく、年齢の低いきょうだいの世話をしたり、乳幼児にふれたりする機会がないまま大人になる子どもが増えています。

乳幼児とのふれあいは、いのちの大切さや母性や父性への理解を高めるとともに、将来結婚し子育てに関わった時の育児不安や虐待予防にもつながります。

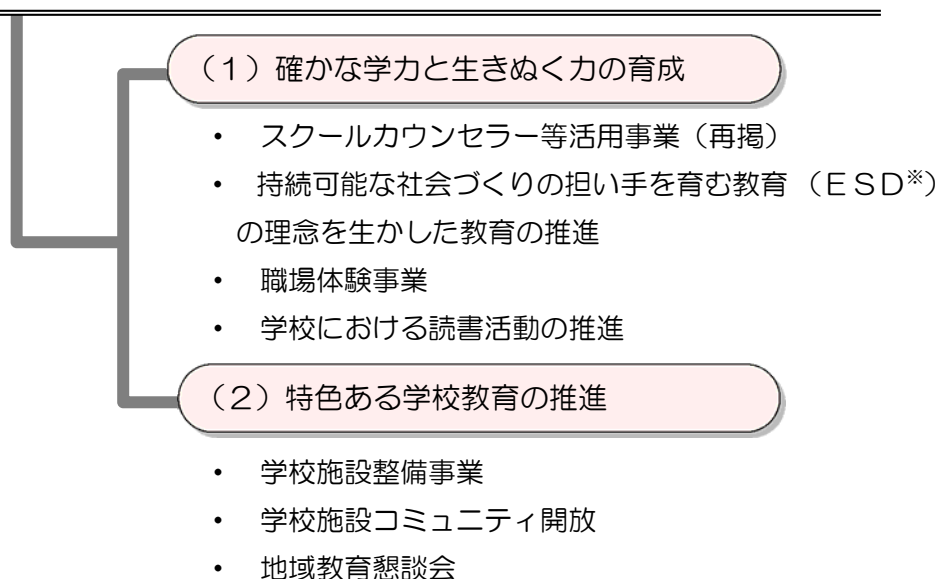
このため、子ども家庭支援センターや保育所、幼稚園などの協力を得て、乳幼児とふれあう育児・保育体験といった学習の機会を確保します。実際に乳幼児とふれあうことで、いのちの重み、親と子の絆、育児の大切さを学び、また自分自身を振り返るなど、新しい視点で考えることができる良い機会になります。今後はさらに連続した日数で体験できるように努めます。

また、中・高校生等による保育ボランティア活動の推進を図ります。

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①保育体験学習 （指導課）	保育体験学習については、第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、職場体験等により、市内の全中学校で保育体験を実施します。

## 2 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備



### (1) 確かな学力と生きぬく力の育成

稲城市では、平成21年度から、全小中学校で土曜日における授業を活用し、保護者や地域の方々とともに教育活動を行うなど、子どもたちが地域に出て学ぶことによる学校と家庭、地域の教育力の向上に努めてきました。

今後も「第三次稲城市教育振興基本計画」にのっとり、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）の理念を生かした、知、徳、体のバランスの取れた育成を一層推進していきます。

また、いじめや不登校などに関しては、学校にスクールカウンセラーを配置していますが、子どもや保護者が気軽に相談できるよう、引き続き子ども家庭支援センターや教育相談室等と連携した相談活動の充実を図ります。

さらに、「第三次稲城市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校での計画的な読書指導の実施、学校図書館活性化推進員の全校配置を継続し、読書活動を推進していきます。

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①スクールカウンセラー等活用事業 （指導課） [第1章3(1)12再掲]	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、小・中学校全校へスクールカウンセラーを週1回配置し、児童・生徒、教員及び保護者の相談に対応します。 また、スクールソーシャルワーカーの配置により児童、生徒及び保護者の相談に対応します。

※ ESD：Education for Sustainable Development の略。環境、開発、貧困など、現代社会の諸課題の解決につながる新たな価値観を生み出し、持続可能な社会の創造を目指す学習のこと。

事業名	事業概要
②持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）の理念を生かした教育の推進 （指導課）	第三次稲城市教育振興基本計画にのっとり、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）の趣旨を生かし、児童・生徒の「知識及び技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」のかん養を図り、生きぬく力を育成します。
③職場体験事業 （指導課）	職場体験事業については、第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、全中学校で職場体験学習を実施します。
④学校における読書活動の推進 （指導課）	学校における読書活動の推進については、第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、学校図書館活性化推進員の全校配置を継続し、読書活動の支援を実施します。

## （2）特色ある学校教育の推進

学校教育に対するニーズがますます複雑・多様化しているなかで、子どもたちの生きぬく力の育成に向け、本市では、特色ある学校づくりを推進しています。保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校のつながりや、学校間の教育連携を重視するとともに、子どもたちや保護者の要望を考慮しながら、学校と家庭、地域が協力して特色ある教育活動を進めます。

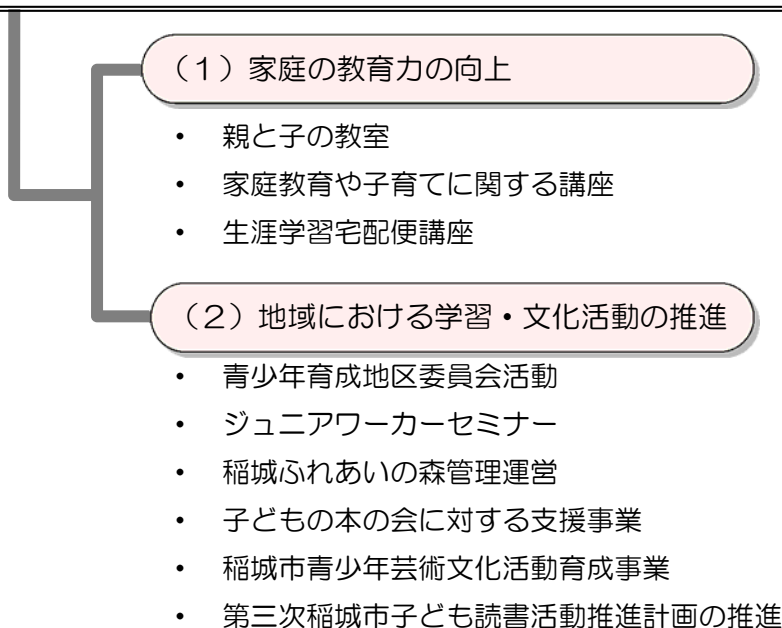
本市では、各中学校ブロックを中心に、保育所、幼稚園、学校、PTA、自治会等地域の様々な関係者による連携協力機関としての地域教育懇談会が設置されています。今後とも関係機関の連携を強化し、子どもたちが心身ともに健全な成長を遂げられるよう、地域社会に根ざした教育力の充実を図ります。

また、学校施設のコミュニティ開放事業については、近隣に文化センター等コミュニティ施設がない地区で学校施設の開放を行っています。利用状況や地域コミュニティ施設の整備状況を勘案しつつ全体事業の見直しを進めます。

### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①学校施設整備事業 （教育総務課）	小中学校の施設について、児童・生徒が良好な学習環境で充実した学校生活を送れるよう、環境面・安全面に配慮した施設とするため、環境整備を行うとともに、必要な修繕や改修を行います。
②学校施設コミュニティ開放 （生涯学習課）	学校施設コミュニティ開放については、第三次稲城市生涯学習推進計画に基づき実施します。 文化センターから離れた地域のコミュニティ活動を支援します。
③地域教育懇談会 （指導課）	中学校ブロックごとに学校、幼稚園、保育所、認定こども園、PTA、民生・児童委員、自治会、市役所関係課等、地域の様々な関係者によって連携協力機関としての懇談会を、第三次稲城市教育振興基本計画に基づき開催し、各ブロックで実践している防犯パトロール等に関する情報及びアクションの共有化を行います。

### 3 家庭や地域の教育力の向上



#### (1) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、社会生活に必要な基本的生活習慣を身に付けさせ、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っていますが、今日では、しつけや思いやりの心情を育てることが困難な家庭が増えています。

本市では、親自身が家庭における自らの役割や責任を自覚することができるよう、公民館主催事業での親と子の教室や家庭教育講座などを実施しています。こうした教室では、親と子が共に成長できる仲間づくりを行っています。今後は、より多くの親が参加できるよう工夫に努めるとともに、地域団体や生涯学習、出前講座とも連携した取り組みに努めます。

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①親と子の教室 (生涯学習課)	親と子の教室については、第三次稲城市生涯学習推進計画に基づき実施します。おおむね1歳～就学前児童の親子を対象に、教室の3つの柱である「幼児期の成長と発達の道すじ」「幼児の発達と集団保育の意味」「子どもの成長と親自身の生き方」について学習します。
②家庭教育や子育てに関する講座 (生涯学習課)	家庭教育や子育てに関する講座については、第三次稲城市生涯学習推進計画に基づき、日常生活における身近な生活課題や子育て世代が関心を持つ内容等を取り上げた講座を実施します。
③生涯学習宅配便講座 (生涯学習課)	生涯学習宅配便講座については、第三次稲城市生涯学習推進計画に基づき実施します。市民10名以上のグループに、市職員講師編・市民ボランティア講師編・企業・NPO等講師編の講座メニューを提供します。

(2) 地域における学習・文化活動の推進

子どもたちは、地域のなかで多くの人と出会い、自然とふれあい、様々な体験を重ねるなかで豊かな感性や行動力を育んできました。しかし、今の子どもたちは、核家族化や共働き世帯の増加など家庭環境の変化により、地域とのつながりが希薄化し、生活体験や自然体験ができる機会が減少してきています。

このため、市内10地区にある青少年育成地区委員会が地域の特性を活かした文化や伝統行事を継承しながら、異年齢の子どもたちが様々な活動を体験する機会の提供を行えるよう支援を行い青少年の健全育成を図ってまいります。

稲城ふれあいの森では自然体験やキャンプ活動が安全に行えるように自然環境に配慮した施設整備を行うとともに、ジュニアワーカーセミナーにより地域や社会で活躍できるリーダーを養成する事業を行ってまいります。

また、「第三次稲城市子ども読書活動推進計画」の推進を図ります。子どもの本の会の活動により本に親しむ機会などに努めてきましたが、さらに乳幼児においては家庭での絵本の読み聞かせに対する支援、小学生・中学生においては家族で読書に親しむなど、子どもの読書活動を支援し、自ら学び、楽しみ、より深く生きる力を育みます。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	青少年育成地区 委員会活動 (児童青少年課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内10地区の委員会により、各地区の特色を生かした様々な体験活動の機会を提供する。</li> <li>子どもが健やかに成長できるようなテーマで地区委員会が合同で研修会を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区委員会で年間計画に基づき、キャンプや地域の様々な事業を実施</li> <li>「子ども・若者育成支援強調月間(11月)」に合わせて研修会を実施</li> </ul>	事業の継続
2	ジュニアワーカー セミナー (児童青少年課)	市内小学5年生から中学3年生を対象に、自然体験や団体生活を通して心身を育てる事業を年度単位で実施。	地域や学校で積極的に活動を行うリーダーの養成を実施(定員50名、全7回のプログラムを実施)	事業の継続
3	稲城ふれあいの 森管理運営 (児童青少年課)	自然環境に配慮し、青少年団体をはじめ、誰もが安全・安心に利用できるよう施設内の整備を進める。	一般開放、団体開放、夏期開放、学校開放を実施	事業の継続

## 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
④子どもの本の会に対する支援事業 （図書館課）	子どもの本の会の読書会や児童書の貸し出し等の各地域の文庫活動を支援します。
⑤稲城市青少年芸術文化活動育成事業 （生涯学習課）	稲城市青少年芸術文化活動育成事業については、第三次稲城市生涯学習推進計画に基づき実施します。 芸術文化活動を通じた青少年の健全育成を図るために、青少年を対象とした芸術文化活動を行っている団体へ、稲城市青少年芸術文化活動育成事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。
⑥第三次稲城市子ども読書活動推進計画の推進 （図書館課）	稲城市の全ての子どもたちが、家庭・地域・学校であらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行い、「生きる力」を育むことができるよう、子どもの読書活動を支援し推進します。

## 第4章 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

### 1 良好な居住環境の整備

#### (1) 良質な住宅計画の指導

- ・ 地区計画の導入

#### (2) 公共施設等の改善

- ・ 公共施設のトイレ整備・バリアフリー化
- ・ シックハウス対策

#### (1) 良質な住宅計画の指導

市では、多摩丘陵の豊かな緑、多摩川、三沢川、大丸用水などの豊富な水と親しみ、まちの成り立ちや歴史・文化などの異なる地域、世代を超えて人と人とがふれあい、生活の質の高さや豊かさを実感し、受け継ぐことができる生活者の視点に立ったまちづくりを目指していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①地区計画の導入 （都市計画課）	地区計画の導入については、都市計画マスタープラン、住宅マスタープランに基づき実施します。 住民の生活に結びついた地区を単位として、道路や公園などの配置や規模、宅地の規模や建築物に関する制限等について、地区の特性に応じて地区計画を定めることにより、地域の快適な生活環境の形成・保全を図ります。

#### (2) 公共施設等の改善

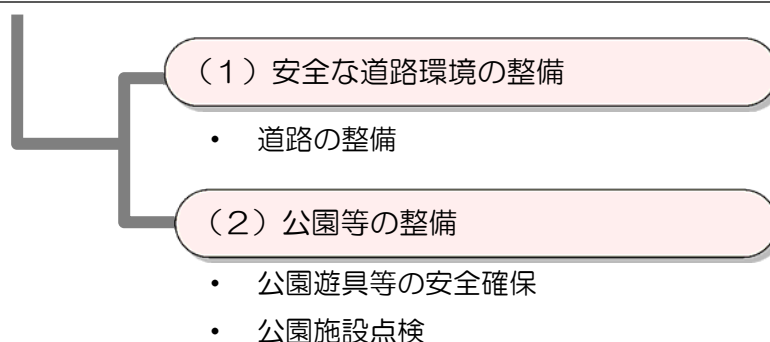
本市では、公共施設の乳幼児連れの利用が見込まれる場所を中心に、乳幼児用ベッドや子ども用トイレをはじめとする子育て支援設備の整備を推進していきます。

また、公共施設の新築等において、安全かつ快適に暮らすためのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入やシックハウス対策を推進していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①公共施設のトイレ整備・バリアフリー化 （建築保全課）	「バリアフリー法、東京都建築物バリアフリー条例」等に基づき、施設の新築・改修時に公共施設のトイレ整備、公共建築の整備を行います。
②シックハウス対策 （建築保全課）	「厚生労働省・文部科学省の基準」に基づき、シックハウス対策を行い、施設の新築・改修時に安全・快適な公共建築の整備を行います。

## 2 子育てにやさしい環境の整備



### (1) 安全な道路環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするためには、安心して移動できる道路環境づくりや気軽に外出できる環境の整備が必要です。

ニーズ調査では、地域で安全に暮らせるために力を入れたらよいと思うことは「歩道や信号など安全な道路環境を整備する」が最も多くあげられています。

こうしたなか、本市では、子どもやその保護者をはじめとした全ての市民が快適に移動できるよう、安全で歩きやすい歩道の確保や、楽しく歩ける散策の道づくりを推進するとともに、段差の解消や交差点の改良など、歩行者にとって歩きやすい道路の整備を図っていきます。今後も安全で安心して利用できる道路環境整備を推進していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①道路の整備 (土木課)	道路の整備については都市計画マスタープラン、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、道路の新設・改良工事に合わせて道路空間のバリアフリー化を図り、全ての人々が安全で安心して利用できる道路空間の整備を行います。

### (2) 公園等の整備

ニーズ調査では、市に対しての子育て支援として、就学前児童の保護者・妊娠中の方においては「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が多くあげられています。

また、中学生が公園や遊び場について不満がある点は、「野球、サッカー、バレーボールなどの球技が禁止されている」「施設や公園のトイレが汚れている」「施設が狭い」などであり、幅広い年齢層において、身近な地域における子どもたちの安全な居場所づくりへのニーズの高さをうかがうことができます。

公園は、屋外における子どもの遊び場の中心的な施設であり、子どもたちが自然とふれあい、様々な体験を重ねるなかで、創造性や自主性を培える場となるよう、安全で安心して使える施設として、防犯面に配慮した施設設置を図っていきます。



【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①公園遊具等の安全確保 （土木課）	都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月、国土交通省）を参考に、公園内の新規遊具設置については、メーカー保証の確保されている遊具を選択し、既存遊具については安全点検を実施し、老朽化や破損について対応します。
②公園施設点検 （土木課）	公園指定管理者と連携し、月1回の公園施設及び遊具の点検、月3回の公園内の清掃を実施し安全性の確保に努めます。

### 3 安全・安心まちづくりの推進

安全・安心まちづくりの推進

- ・ 防犯灯増設補修

子どもたちが犯罪などの被害に遭わないようにするために、通学路や公園などにおける防犯灯の整備や犯罪防止に配慮した環境づくりが求められています。

中学生のニーズ調査においては、もっと暮らしやすくなるために市に望むこととして、27.4%の方が「夜道でも安心して歩けるようにしてほしい」と回答しています。

子どもはもちろん、市民が安心して住むことのできるまちにするため、警察等の関係機関と連携を図りながら、交通安全施設の整備や防犯灯、道路照明灯の補修や整備を図ります。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①防犯灯増設補修 （管理課）	地域住民及びPTAの方々との連携をとりながら、市道に設置されている防犯灯の維持管理や増設、通学路点検を行います。

## 第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 1 男女の働き方等の見直し

#### 男女の働き方等の見直し

- ・ 就労支援事業
- ・ 男女雇用機会均等法の周知
- ・ 労働条件の向上に関する啓発活動
- ・ 労働関係法令の普及・啓発

全ての人々が、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方ができるよう、働き方の見直しを進めていく必要があります。

男女とも子育てに参加できる企業風土や職場環境の整備を促進していきます。企業内の託児施設整備や育児休暇の取得、子育て期間中の短時間勤務など環境整備に向けた事業主の意識啓発を促進し、意識改革に努めます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取組事業者等を紹介していくなど、普及活動を検討していきます。

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①就労支援事業 （経済観光課）	関係課や他市、関係機関と連携をとりながら、働き方の見直しや仕事と子育ての両立に関するセミナー等の実施に努めます。
②男女雇用機会均等法の周知 （経済観光課）	関係機関と連携をとりながら、市民及び事業主に対し、就労機会、待遇等の男女平等の確保について、セミナー等の開催やパンフレットの配布等を通じて周知・啓発に努めます。
③労働条件の向上に関する 啓発活動 （経済観光課）	関係機関と連携をとりながら、市民及び事業主に対し、労働関係法令に関するセミナー等の周知や最低賃金の改正等について市の広報やHP、チラシの配布等により周知を行い、法令の遵守による労働条件の向上に向けた啓発活動に努めます。
④労働関係法令の普及・啓発 （経済観光課）	関係機関と連携をとりながら、市民及び事業主に対し、労働関係法令に関するセミナー等の周知や最低賃金の改正等について市の広報やHP、チラシの配布等により周知を行うなど、労働関係法令の普及・啓発に努めます。また、ハローワークへの協力として庁舎壁面の懸垂幕掲示箇所に労働関係の標語を掲示しています。

## 2 仕事と子育ての両立支援

### 仕事と子育ての両立支援

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 就労支援事業（再掲）

家庭は生活を営む上で、男女が育児や家事についても互いに協力し合いながら行うことが大切ですが、現実には核家族化や地域の間人関係の希薄化も加わり、家庭内の女性の負担が大きくなっています。加えて、共働き家庭も増えつつあり、子育てをしながら働く母親は多くなっています。一方で、長時間労働のために、家庭生活に参画したくても時間を確保できない男性も多くいます。

仕事と子育ての両立に向けて、子育てをしている親が安心して働くことができる保育サービスの充実とともに、育児休業制度に関する情報提供や、固定的性別役割分担意識が解消され多様な柔軟な働き方が実現されるよう、啓発に取り組みます。

また、女性が働き続けられるよう支援するとともに、子育てで離職しても再就職をはじめとして、様々な活動に参画することができるよう多様なチャレンジへの支援に努めます。

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①ワーク・ライフ・バランスの推進 （市民協働課）	稲城市男女共同参画計画（「男女平等推進いなぎプラン」）に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。 一人ひとりが家庭と仕事や社会活動を両立させて、自らの多様な生き方が実現できるよう、セミナー等の開催や情報誌の配布を通じて普及啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
②就労支援事業 （経済観光課） [第5章 1. 1再掲]	関係課や他市、関係機関と連携をとりながら、働き方の見直しや仕事と子育ての両立に関するセミナー等の実施に努めます。

## 第6章 子どもの安全の確保

### 1 子どもの交通安全の確保

#### 子どもの交通安全の確保

- 交通安全教育

子どもや子育てを行う親等を交通事故から守るためには、交通安全の啓発・指導の充実が求められます。保育所、幼稚園、小学校では交通事故から身を守るための交通ルールを理解させるため、関係機関と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導を行っています。また、小・中学校では学級活動のなかで交通安全教育が実施されています。

近年では特に自転車事故が増加傾向にあることから、自転車に乗ることが増えてくる小学生の子どもたちが、自転車利用の初期の段階から基本的なルールを身に付けることができるよう、警察及び関係機関と協力し、実技指導等の強化に努めます。

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①交通安全教育 （管理課）	第7次稲城市交通安全計画に基づき、市内保育所、幼稚園、小中学校等を対象に多摩中央警察及び多摩稲城交通安全協会と連携した交通安全教室の開催や通学路の点検を実施します。

### 2 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

#### 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

- 「こども110番の家」の設置
- 防犯に対する情報提供
- 防犯体制・警察との連携
- 市民の自主防犯活動（防犯ボランティア）
- スクールガード・リーダーの配置

近年では子どもが犯罪の被害者となることが多く、子ども自身に防犯の習慣を身に付けさせることや「自分の安全は自分で守る」という意識を促すため、防犯訓練における具体的な防犯に関する知識や対処法を学ぶ機会を提供する必要があります。

本市では保育所や幼稚園、学校、児童館などの子育て支援施設の安全管理体制を強化するとともに、学校では、セーフティ教室を通じ、子どもの安全指導を行っています。また、子どもの登下校や戸外での活動の安全を高めるため、地域住民に協力をお願いし、子ども

### 第3部 各 論

の緊急避難場所である「こども110番の家」を依頼しています。「こども110番の家」は不審者に対する抑止力になっており、子どもたちに意識化させる必要があります。また地域によっては、学校の先生やPTA、市民などにより防犯巡回パトロールを実施しています。

今後、学校と地域との連携協力を強化し、地域をあげての防犯ネットワークの構築を図ります。

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①「こども110番の家」の設置 （総務契約課）	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、緊急時（痴漢、災害等）に、児童、生徒が一時的に避難する「こども110番の家」を設置し、子どもの安全を確保します。
②防犯に対する情報提供 （総務契約課）	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、防犯や地域安全情報に関する情報を、稲城市メール配信サービスやチラシで配信するほか、事件等の情報を学校・幼稚園・保育所などの関係団体に提供します。
③防犯体制・警察との連携 （総務契約課）	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、PTAや防犯ボランティア団体、個人への防犯資機材の貸出しや、通学路防犯カメラの維持管理、市内一斉防犯パトロールを実施します。
④市民の自主防犯活動（防犯ボランティア） （総務契約課）	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、多摩稲城防犯協会を中心に、自治会、学校関係者、各種団体等が、地域ごとにボランティアとして防犯活動を積極的に推進し、防犯活動実施団体や個人への防犯資機材の支給や、市内一斉防犯パトロールを実施します。
⑤スクールガード・リーダーの配置 （指導課）	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、警察官OBによるスクールガード・リーダーを配置し、学校施設及び地域の安全点検・巡回、子ども、保護者、地域への安全指導・防犯に関する助言やセーフティ教室、講演会等を行います。

### 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 学校による有害情報対策

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、啓発活動や薬物乱用等の防止に努め、有害環境浄化活動の推進が必要となっています。

本市においては、都の青少年健全育成条例に基づく事業主への是正指導など、地域住民と連携・協力して健全育成活動に取り組んでいます。インターネット等の有害情報により青少年が犯罪に巻き込まれるのを防ぎ、情報を正確に読み取り取捨選択する能力を育てるため、市内全校において情報モラル学習に取り組んでいます。

また、雑誌やテレビ等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、子どもが自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けることができるよう知識の普及、啓発に努めます。

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①学校による有害情報対策 （指導課）	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、各学校においてインターネットやスマートフォン等によるトラブルを未然に防ぐため、全小・中学校で発達段階に応じセーフティ教室等を開催するなど、情報モラル教育を推進します。

## 第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待対応事業
- 要保護児童対策地域協議会
- 子どもと家庭の総合相談（再掲）
- 養育支援訪問事業
- 育児支援ヘルパー事業（再掲）
- 母子保健事業
- 子ども緊急ショートステイ事業（再掲）

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重要な影響を及ぼすだけでなく子どもに対する人権侵害です。

虐待の背景には、地域のなかで孤立している家庭や、保護者が身近に相談できる人が少なく、子育てに不安を抱えていることが多くあげられます。児童虐待防止として子ども家庭支援センターでは相談窓口を充実させるとともに、要保護児童対策地域協議会を活用して児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

また、様々なケースに対応できるよう、関係機関との連携を図り、地域におけるネットワークを充実していきます。

#### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童虐待対応事業 (子育て支援課)	児童虐待の防止・早期発見・ 早期対応のために、家族及び 地域住民や関係機関等からの 虐待通告に対し、子ども家庭 支援センターで迅速に対応し ます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通告後に受理したケースについては、受理会議後原則48時間以内に児童の安否確認を実施</li> <li>• 地域の関係機関等と連携を取りながら支援・見守り等を実施</li> </ul>	事業の継続

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
2	要保護児童対策地域協議会 (子育て支援課)	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のために、代表者会議では要保護児童対策の検討及び関係機関の連携を強化、実務者会議では、要保護児童等の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握・進行管理等について協議・検討、ケース検討会議では個別の案件について具体的な支援の内容を検討します。	要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議（年1回） ・実務者会議 （特定妊婦部会） （進行管理会議） ・個別ケース検討会議	事業の継続
3	子どもと家庭の総合相談 (子育て支援課) 〔第1章3(1)3再掲〕	18歳未満の子どもを育てる家庭が抱える課題に関して、専門相談員による総合的な相談を実施します。	子ども家庭支援センターで実施 ・来所相談 ・電話相談 ・メール相談 ・あそびの広場での相談 ・出張あそびの広場での相談 ・公立保育所への巡回相談	事業の継続
4	養育支援訪問事業 (子育て支援課)	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門相談員が家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	臨床心理士・保育士・保健師等による家庭訪問による支援等を実施	事業の継続
5	育児支援ヘルパー事業 (子育て支援課) 〔第2章1(1)5再掲〕	産前産後の家事及び育児に支援が必要とされる家庭にヘルパーを派遣し、家庭での家事や育児を支援します。	広報やホームページ、パンフレット等で周知	事業の継続
6	母子保健事業 (健康課)	母子保健の各事業において適切な育児を行うための相談、訪問等の支援を実施します。	母子保健の各事業において適切な育児を行うための相談、訪問等の支援を実施	事業の継続
7	子ども緊急ショートステイ事業 (子育て支援課) 〔第1章2(3)2再掲〕	1歳6か月から小学校6年生までの子どもを対象に保護者が出産や病気などで一時的に家庭で養育が困難な時に、市が委託する施設等において宿泊を伴いながら最大6泊7日までの期間で子どもを養育します。	平成30年度利用実績：実人員24人（延べ34泊）	事業の継続



【整備目標】

■ 養育支援訪問事業・育児支援ヘルパー事業（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：件

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	645	712	712	712	712	712
	②確保提供量	645	712	712	712	712	712
	養育支援訪 問事業	190	252	252	252	252	252
	育児支援ヘル パー事業	455	460	460	460	460	460
	②-①		0	0	0	0	0

＜現状と今後の予定＞

現在は、子ども家庭支援センターにおいて、養育支援訪問事業及び育児支援ヘルパー事業を実施しており、今後も継続して実施します。

2 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立支援

- ・ 児童扶養手当・児童育成手当
- ・ ひとり親家庭等医療費助成制度
- ・ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- ・ 母子及び父子福祉資金貸付け事業
- ・ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業
- ・ 母子・父子自立支援相談員による相談事業
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ・ ひとり親家庭カウンセリング相談事業

近年は、母子家庭及び父子家庭のひとり親家庭が増加し、経済的・社会的に不安定な状況が多く、子育ての悩みを抱えているケースも多くなっています。また、父子家庭では家事の問題が生じています。

ひとり親家庭の支援にあたっては、母子・父子自立支援相談員が自立のための相談にあたるとともに、保育所の入所をはじめ、児童扶養手当等の支給や医療費の助成、ホームヘルプサービスなど各種援護制度の周知・活用に努めていきます。また、ひとり親家庭の自立に向けた職業能力開発等の就業支援を充実していきます。

## 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童扶養手当 児童育成手当 (子育て支援課)	児童扶養手当法及び稲城市児童育成手当条例に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に児童扶養手当及び児童育成手当を支給	事業の継続
2	ひとり親家庭等医療費助成制度 (子育て支援課)	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者及び児童の健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金相当額を差し引いた自己負担分を助成	事業の継続
3	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 (子育て支援課)	稲城市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づきホームヘルパーを派遣し必要なサービスを行います。	義務教育終了前の児童がいる、日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、家事・送迎・見守り等の援助を実施	事業の継続
4	母子及び父子福祉資金貸付け事業 (子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け	事業の継続
5	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 (子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき給付金の支給を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講した場合の経費の助成及び資格取得のための養成機関での受講期間のうちの一定期間について給付金等を支給	事業の継続
6	母子・父子自立支援相談員による相談事業 (子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子自立支援相談員が母子及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が抱える経済上の悩み、子育ての悩み、就職の悩み等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を実施	事業の継続
7	母子・父子自立支援プログラム策定事業 (子育て支援課)	稲城市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づき、自立及び就労のための支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	児童扶養手当受給者等の個々の状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携を図ることで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施	事業の継続

### 第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
8	ひとり親家庭カウンセリング相談事業 (子育て支援課)	生活や子育てに悩みがあるひとり親を対象に心理カウンセラーが面談をし、相談者が自分自身の力で問題解決していけるよう適切な援助を行います。	稲城市社会福祉協議会が実施主体として、第2・第4土曜日に福祉センターにて心理カウンセラーによる面談を実施	事業の継続

### 3 子どもの貧困対策の推進

#### (1) 教育の支援

- 教育扶助
- 生業扶助
- 進学準備給付金
- 生活福祉資金制度による教育支援資金貸付け
- 就学援助費（再掲）
- 受験生チャレンジ支援貸付け
- 母子及び父子福祉資金貸付け事業
- 女性福祉資金貸付け事業
- 生活困窮者世帯及びひとり親世帯に対する支援事業

#### (2) 生活の支援

- ケースワーカーによる生活相談・援助
- 生活困窮者自立相談支援等事業
- 母子・父子自立支援相談員による相談事業（再掲）
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（再掲）
- 利用者支援事業（基本型）（再掲）
- 利用者支援事業（母子保健型）（再掲）

#### (3) 保護者に対する就労の支援

- 就労支援員による就労支援
- 生業扶助、就労活動促進費等の支給
- 就労自立給付金の支給
- 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業（再掲）
- 高等職業訓練促進資金貸付け
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業（再掲）

#### (4) 経済的支援

- 生活保護法による各種扶助
- 生活福祉資金の貸付け
- 住居確保給付金の支給
- 児童扶養手当、児童育成手当（再掲）
- 母子及び父子福祉資金貸付け事業（再掲）
- 女性福祉資金貸付け事業（再掲）
- ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）

### 第3部 各 論

子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼす可能性があるだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖してしまうという問題を引き起こします。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、福祉・教育・就労など様々な施策を関係機関と連携しながら取り組みます。

#### (1) 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもがその意欲と能力に応じた教育を十分に受けることができるよう教育環境整備と学習支援を行います。

##### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	教育扶助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、教育扶助を支給します。	生活保護世帯の子どもが義務教育に伴って必要な学用品費、教材代、学習支援費等費用を支給	事業の継続
2	生業扶助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、生業扶助を支給します。	生活保護世帯の子どもが高等学校等就学に伴って必要な学用品費、教材代、学習支援費等費用を支給	事業の継続
3	進学準備給付金 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、進学準備給付金を支給します。	生活保護世帯の子どもが大学等進学をする際に、新生活準備費用として一時金を支給	事業の継続
4	生活福祉資金制度による教育支援資金貸付け(生活福祉課及び稲城市社会福祉協議会)	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学等に進学又は修学する際に必要な費用の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、低所得者世帯の子どもが高等学校、大学等に進学又は修学する際に必要な費用を貸付け	事業の継続
5	就学援助費 (学務課) 〔第1章6(3)4再掲〕	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	学用品・通学用品費、学校給食費、校外学習費等を支給	事業の継続
6	受験生チャレンジ支援貸付け (生活福祉課及び稲城市社会福祉協議会)	学習塾等の受講料又は高等学校、大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な費用の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、一定所得以下の世帯の中学3年生、高校3年生等の学習塾等の受講料及び高等学校、大学等の受験料を貸付け	事業の継続
7	母子及び父子福祉資金貸付け事業 (子育て支援課) 〔第7章2.4再掲〕	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け	事業の継続

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
8	女性福祉資金貸付け 事業 (子育て支援課)	東京都女性福祉資金貸付 条例に基づき福祉資金の 貸付けを行います。	配偶者がいない女性で、親、子、兄 弟を扶養している、又は20歳未満 の子を扶養したことがある方等を 対象に、必要な資金を貸付け	事業の継続
9	生活困窮者世帯及び ひとり親世帯に対す る支援事業 (生活福祉課)	生活困窮者自立支援法及 び母子及び父子並びに寡 婦福祉法に基づき、生活困 窮世帯等の子どもの学習 支援や保護者も含めた生 活習慣・育成環境の改善及 び進学等に関する支援を 行います。	未実施	令和2年度から実 施予定

## (2) 生活の支援

貧困の状況にある、又は貧困におちいる可能性がある家庭が孤立せずに安心して生活で  
き、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう生活の支援を行います。

### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	ケースワーカーによ る生活相談・援助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、ケ ースワーカーによる生活相 談、援助を行います。	生活保護者に対して、ケ ースワーカーによる生活相談、援助を実施	事業の継続
2	生活困窮者自立相談 支援等事業 (生活福祉課)	生活困窮者自立支援法に 基づき、相談支援員・就労 支援員による自立相談、支 援を行います。	生活困窮者に対して、生活の自立 を促進するための相談、支援を実 施	事業の継続
3	母子・父子自立支援 相談員による相談事 業 (子育て支援課) 〔第7章2. 6再掲〕	母子及び父子並びに寡婦 福祉法に基づき、母子・父 子自立支援相談員が母子 及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報 提供及び支援を行い、ひと り親家庭の生活の安定と 自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が抱え る経済上の悩み、子育ての悩み、就 職の悩み等の相談に応じ、その自 立に必要な情報提供及び支援を実 施	事業の継続
4	ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス事業 (子育て支援課) 〔第7章2. 3再掲〕	稲城市ひとり親家庭ホ ームヘルプサービス事業実 施要綱に基づきホームヘ ルパーを派遣し必要なサ ービスを行います。	義務教育終了前の児童がいる、日 常生活を営むのに著しく支障があ るひとり親家庭に対して、一定の 期間ホームヘルパーを派遣し、家 事・送迎・見守り等の援助を実施	事業の継続

### 第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
5	利用者支援事業（基本型） （子育て支援課） 〔第1章3. 9再掲〕	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	研修を受講し、子育て支援パートナーとして子ども家庭支援センターあそびの広場や出張あそびの広場で事業を実施	事業の継続
6	利用者支援事業（母子保健型） （健康課） 〔第1章3. 10再掲〕	妊娠期から乳幼児期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	妊娠届出時又は妊娠届出時のアンケートにより保健師が相談等を実施	令和2年度から実施

### （3）保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者が、安定した収入を得て、自立した生活を送れるよう就労の支援を行います。

#### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	就労支援員による就労支援 （生活福祉課）	生活保護法、生活困窮者自立支援法に基づき、就労支援員による就労支援を行います。	生活保護者、生活困窮者に対して、ハローワーク等関係機関と連携し、就労支援員が就労に関する相談、支援を実施	事業の継続
2	生業扶助、就労活動促進費等の支給 （生活福祉課）	生活保護法に基づき、生業扶助、就労活動促進費等を支給します。	生活保護者に対して、技能修得費、就職支度費、就職活動に必要な交通費や被服費等を支給	事業の継続
3	就労自立給付金の支給 （生活福祉課）	生活保護法に基づき、就労自立給付金を支給します。	安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯に対して、就労自立給付金を支給	事業の継続
4	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 （子育て支援課） 〔第7章2. 5再掲〕	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき給付金の支給を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講した場合の経費の助成及び資格取得のための養成機関での受講期間のうちの一定期間について給付金等を支給	事業の継続

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
5	高等職業訓練促進資金貸付け (子育て支援課、稲城市社会福祉協議会)	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に、入学及び就職に必要な資金の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学及び就職に必要な資金の貸付けを実施	事業の継続
6	母子・父子自立支援プログラム策定事業 (子育て支援課) 〔第7章2. 7再掲〕	稲城市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づき、自立及び就労のための支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	児童扶養手当受給者等の個々の状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携を図ることで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施	事業の継続

#### (4) 経済的支援

貧困の状況にある家庭が安定した生活ができるよう、各種手当の支給、貸付金の貸付け等、経済的な支援を行います。

##### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	生活保護法による各種扶助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、各種扶助を支給します。	困窮の程度に応じて生活扶助、住宅扶助、医療扶助等を支給	事業の継続
2	生活福祉資金の貸付け (生活福祉課及び稲城市社会福祉協議会)	低所得で生活に困窮している世帯に、それぞれの状況と必要に合わせた資金の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、低所得で生活に困窮している世帯を対象に、生活の安定と自立に必要な費用を貸付け	事業の継続
3	住居確保給付金の支給 (生活福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。	離職等により、住居喪失又は住居喪失のおそれのある方に対して、就職に向けた活動をすること等を要件に、一定期間家賃相当額を支給	事業の継続
4	児童扶養手当 児童育成手当 (子育て支援課) 〔第7章2. 1再掲〕	児童扶養手当法及び稲城市児童育成手当条例に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に児童扶養手当及び児童育成手当を支給	事業の継続
5	母子及び父子福祉資金貸付け事業 (子育て支援課) 〔第7章2. 4再掲〕	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け	事業の継続



### 第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
6	女性福祉資金貸付け 事業 (子育て支援課) 〔第7章3(1)8再 掲〕	東京都女性福祉資金貸付 条例に基づき福祉資金の 貸付けを行います。	配偶者がいない女性で、親、子、兄 弟を扶養している、又は20歳未満 の子を扶養したことがある方等を 対象に、必要な資金を貸付け	事業の継続
7	ひとり親家庭等医療 費助成制度 (子育て支援課) 〔第7章2. 2再掲〕	稲城市ひとり親家庭等の 医療費の助成に関する条 例に基づき医療費を助成 します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者 及び児童の健康保険が適用される 医療費のうち、非課税世帯につ いては自己負担分を、課税世帯につ いては高齢者の医療の確保に関す る法律の一部負担金相当額を差し 引いた自己負担分を助成	事業の継続

## 4 障害児施策の充実

### (1) 日常生活支援の充実

- ・ 発達支援センター事業（再掲）
- ・ 乳幼児経過観察・発達健康診査（再掲）
- ・ 療育相談・療育体験事業
- ・ 障害者相談支援事業（再掲）
- ・ 自立支援給付事業
- ・ 障害児通所給付費等支給事業

### (2) 障害児保育・教育の推進

- ・ 障害児保育事業（再掲）
- ・ 障害児保育巡回訪問指導事業
- ・ 特別支援教育推進事業

### (1) 日常生活支援の充実

障害のある子どもとその家庭は、日常生活のなかで様々な支援を必要としていることが多く、保育や教育等のいろいろな問題に直面しています。このため、地域住民の理解を深め、社会福祉協議会や民生委員などとの連携による支援が求められます。

こうしたなか、市では障害の早期発見、早期療育に向けた体制づくりに努めてきています。健診等において発達の遅れが心配される子どもは、保健センターや子ども家庭支援センターで相談を行うなかで専門機関を紹介し、専門的な指導・援助を進めています。稲城市発達支援センターでは、発達障害に関する相談を受け、普及啓発に関する活動を行うなどしています。

また、発達障害に対する認識の高まりに伴い、発達障害をもつ子どもが顕在化していることから、乳幼児からの支援を行っていく体制を確立する必要があります。

#### 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	発達支援センター事業 (障害福祉課) 〔第1章3(1)7再掲〕	乳幼児期から就学期を経て、就労等といった地域での生活のライフステージに対応する、切れ目のない支援の充実を目指します。	一般相談、医師による専門相談、保育所・幼稚園・学校等への機関支援を関係機関と連携して実施 就学前々年児を対象に、就学前発達相談を来所・電話・FAX・メールで実施	事業の継続

### 第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
2	乳幼児経過観察 発達健康診査 (健康課) 〔第2章1(2)4再掲〕	乳幼児健康診査で要経過観察と判断された又は保護者から相談のあった児を対象に各児の課題に重点をおいて発育・発達等を継続的に確認し、疾病・障害の早期発見に努めます。	専門医等による健康診査を実施 ・経過観察健康診査 ・発達健康診査	事業の継続
3	療育相談・療育体験 事業 (障害福祉課)	お子さんの発達が気になる方等からの相談に応じ、発達検査、関係機関の情報提供や助言等を行います。また、療育を経験したことのない親子を対象に、療育を体験することにより、障害の早期発見等を図ります。	子どもの発達に関する相談及び療育体験の場を提供	事業の継続

#### 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
④障害者相談支援事業 (障害福祉課) 〔第1章3. 13再掲〕	第5期稲城市障害福祉計画及び第1期稲城市障害児福祉計画に基づき、障害児(者)の相談支援の拠点として、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)などを市内2か所で実施します。
⑤自立支援給付事業 (障害福祉課)	第5期稲城市障害福祉計画・第1期稲城市障害児福祉計画に基づき、居宅介護等の介護給付費や補装具費等の支給を行い、障害児の地域における生活支援を図ります。
⑥障害児通所給付費等支給事業 (障害福祉課)	第5期稲城市障害福祉計画・第1期稲城市障害児福祉計画に基づき、次の障害児通所給付費等の支給を行い、障害児の地域における生活支援を図ります。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス 等

#### (2) 障害児保育・教育の推進

障害のある子どもの通園、通学は厳しい状況にありますが、本市では、全認可保育所で、障害の程度が中・軽度で集団保育が可能な子どもについて受け入れています。また、小・中学校や学童クラブでは、本人及び保護者の意思を尊重し共に学ぶ機会を確保しています。

一方、従来の身体障害や知的障害に加え、発達障害に対する認識の高まりに伴い、発達障害をもつ子どもが顕在化しています。

通常の学級に在籍する子どものなかで、特別な教育的支援を必要とする情緒障害などがある子どもに対し、学校生活に適應していくことを目標に、一人ひとりの個性に応じた個別・小集団での指導を行う、特別支援教室を平成29年度より全小学校に、平成31年度より全中学校に導入してきました。

こうした状況に対応した相談体制や保育所、学校、学童クラブでの受け入れ体制の充実を図るとともに、それぞれ個々の状況に応じたきめ細かな相談・指導に努めます。

## 【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	障害児保育事業 (子育て支援課) (第1章1(2) 5再掲)	障害の程度がおおむね中・軽度で集団保育が可能な子どもについて、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、障害児保育を実施します。 認証保育所・幼稚園の障害児保育・特別支援教育の補助を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所全園（17園）で実施</li> <li>・認証保育所全園（5園）で実施</li> <li>・幼稚園全園（5園）で実施</li> </ul>	事業の継続
2	障害児保育巡回 訪問指導事業 (子育て支援課)	心身に障害を有する乳幼児を早期に発見し、適切な療育につなげていくため、子ども家庭支援センターの心理専門支援員が障害児の通所する保育所の巡回訪問等を行い、保育の実施等についての相談を受け、指導を行います。	公立保育所への巡回相談	事業の継続

## 【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
③特別支援教育推進事業 (指導課)	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、特別支援教育の推進を図るため、特別支援学級や通級指導学級、全小・中学校に設置された特別支援教室等により、児童・生徒への支援を行います。



# 資料編





## 1 子ども・子育て支援法の抜粋

(平成24年8月22日法律第65号)

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

**第三条** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。



- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他のこの法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

### (基本指針)

- 第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
    - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
    - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
    - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
    - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
  - 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (市町村子ども・子育て支援事業計画)

**第六十一条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための

施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

- 第七十七条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 2 市民説明会と意見公募における主な意見

- 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）の市民説明会  
開催日：令和2年2月22日（土）午前10時～  
場 所：地域振興プラザ



- ◆不登校の問題が、計画で触れられていないと思う。  
→主要事業としては、計画書P79、P80に記載の教育相談事業、スクールカウンセラー等活用事業が該当となる。
- ◆支援学級（通級）という言葉も入っていないと思う。  
→主に教育振興基本計画の内容になってくるかと思う。計画書P109に記載している。
- ◆子育て世代包括支援センターの早期開設をお願いしたい。  
→包括支援センターの設置は、法律上の努力義務であり、令和3年4月からスタートする予定で進めている。
- ◆児童クラブの人数は、どの程度確保できているのか。  
→児童クラブと放課後子ども教室の提供量（受入人数）で、ニーズに対して十分な提供量を確保できている。
- ◆ショートステイ事業の受け入れ施設を稲城市内に作ってほしい。  
→現状では施設を建てる予定は無いが、養育協力家庭の事業を令和2年度から開始する予定。
- ◆計画の見直しはどのように行うのか。  
→令和4年度に子ども・子育て会議で審議のうえ、中間見直しを行う。



●意見公募

**実施時期** 令和2年2月1日～令和2年2月29日

**周知方法** 市報、市ホームページに掲載及び市総合窓口、子育て支援課窓口、各出張所、各文化センターにポスターと書類を設置

※ご意見に対する市の回答は、市ホームページで公表を行いました。



- ◆児童館をたまに利用しますが、もう少し職員の方が関わってくれと嬉しい。
- ◆医療費助成の所得制限について、見直しをお願いしたい。
- ◆交通の便がいいところに一時保育の施設を作してほしい。
- ◆育児支援ヘルパーの制度は有難いと思っておりますが、1回無料券をつけることや利用者の体験談を聞いたり、ヘルパーさんとの交流会を設けるなどご検討いただきたい。
- ◆育児支援ヘルパーを多胎児家庭が利用する場合、年齢や時間の制限を緩和し、利用料金を値下げしてほしい。
- ◆多胎児が「健康診査」や「歯科健診」を受信する際、健診中の子どもの世話や手伝いをする「多胎児ファミリー・健診サポート」制度を導入してほしい。
- ◆ふたごの会の開催回数を増やしてほしい。
- ◆男性による育休取得を地域で応援できる取り組みをしてほしい。
- ◆同じ月齢の子が集まる保健所の検診も、状況は同じだが、親同士の情報交換や仲間づくりは難しいと見受けられる。
- ◆不登校の親子を支える支援、相談できる場所、同じ状況の親たちがおしゃべりできるような支援もあるとよいと思う。
- ◆ショートステイを拡大してほしい。または、幼稚園の預かり保育がしやすい環境になるとか、市内のどこに住んでいるかに関わらず、整備をお願いしたい。
- ◆学校内にフリースクールを置くこと、引きこもりの子を放っておかないこと。
- ◆両親講座を大学で開設する。
- ◆若葉台に幼稚園を作る。
- ◆病院の小児長期医療において、チャイルドライフスペシャリストを置く。
- ◆スクールカウンセラーを少なくとも週2回とする対応が必要ではないか。
- ◆性的マイノリティーに対する行政の意識・学校での取り組みが事業計画の中に盛り込まれていない。
- ◆母親学級・両親学級の内容のアップデートもしくは個別に父親学級の開催が必要だと感じる。

- ◆中高生の居場所づくり支援について、現在の取組みのさらなる発展として①フリースペースの設置、②中高生文化祭などのイベントの開催の検討をお願いする。
- ◆障がいの有無に関わらず、お互いの理解の促進のために一緒になって活動できるような取り組みや、共に学べる場の提供が必要だと思う。
- ◆子どもの不登校について市ではフレンド平尾内にフリースクールがあるが、子どもにとっての苦痛を学校外で話せる心理士を自宅に派遣してもらうことはできないのか。
- ◆地域子育て支援拠点事業を充実させてほしい。
- ◆いじめられた時の正しい対処法や、外部への安全なヘルプの出し方、違いや多様性を認め、自分と他人を同じように大切にすることの重要性の再教育が必要と考える。子どもの権利条約が守られ、他者や違いを攻撃排除せず認め合える稲城市を目指し、注力し始めて頂きたい。
- ◆保育園での「子育てひろば事業」の「拡充」において求められているのは、「地域子育て支援拠点」としての「質」と考える。
- ◆スクールカウンセラーを常駐させてほしい。
- ◆産後ケア事業を稲城市でも実施してほしい。
- ◆産後のケアおよび、妊娠期（特に初産婦）の全員相談を実施いただきたい。
- ◆保育園や小学校就学、療育サービスなど、必要な情報提供の強化および支援サービスそのものの充実、また相談体制として医療ソーシャルワーカーの配置などの検討を考えてほしい。
- ◆スクールゾーンは、とてもよい制度だと思っている。継続していただきたい。
- ◆学童保育と放課後教室は違うものであり、学童保育の提供量と比較して不足している点をしっかり認識して学童の定員の増加を目指すべきである。



## 3 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画策定経過

	年月日	会議等	内容
平成30年度	平成30年7月6日	第1回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて</li> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について</li> </ul>
	平成30年9月1日～9月28日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳から無作為抽出による郵送方式（一部窓口配付）により調査票を配布・回収</li> </ul>
	平成30年12月21日	第2回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲城市子ども・子育て支援事業計画（平成29年度実施状況）について</li> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査報告書（案）について</li> </ul>
	平成31年2月12日	第3回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画総論部分について</li> </ul>
平成31年度	令和元年5月17日	第1回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画策定の考え方及び進め方について</li> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画第1部について</li> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画第2部について</li> </ul>
	令和元年7月19日	第2回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画の第3部について</li> </ul>
	令和元年11月8日	第3回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策について</li> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画の第3部（案）の確認について</li> </ul>
	令和元年12月13日	第4回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲城市子ども・子育て支援事業計画（平成30年度実施状況）について</li> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）の確認について</li> </ul>
	令和2年2月1日～2月29日	意見公募の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画案を市ホームページ、市役所情報公開コーナー、子育て支援課窓口、各出張所、各文化センターに設置し、専用の用紙により子育て支援課窓口、郵送、ファクス又は市ホームページの専用メールフォームから意見を受付</li> </ul>
	令和2年2月22日	市民説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）策定の法的根拠およびこれまでの検討過程について</li> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> </ul>
	令和2年3月18日	第5回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見公募・市民説明会の結果の報告</li> <li>第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要版・表紙について</li> </ul>

## 4 稲城市子ども・子育て会議条例

平成 27 年 3 月 30 日  
条例第 1 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、稲城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定数及び表決数)

第7条 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。



- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その議決により、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。
- 7 部会の定数及び表決数については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 子ども・子育て会議の事務を処理させるため、福祉部子育て支援課に事務局を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年稲城市条例第149号)の一部を次のように改正する。

～略～


## 5 稲城市子ども・子育て会議 委員名簿（令和2年3月時点）

	氏名	選出区分	組織名
1	たかたま かすこ ◎高玉 和子	学識経験者	駒沢女子短期大学保育科教授
2	とみおか たかゆき ○富岡 孝幸	児童福祉に関する関係団体の代表者	私立保育園園長代表 (私立保育園園長会会長) (第六保育園園長)
3	かくた とおる 角田 享	教育・保育施設に関する関係団体の代表者	認定こども園代表 (学校法人子どもの森 理事長) (幼保連携型認定こども園サザンヒルズこども園園長)
4	こやま しょうこ 小山 祥子	教育・保育施設に関する関係団体の代表者	私立幼稚園代表 (こまざわ幼稚園園長)
5	かの かすえ 狩野 和枝	児童福祉関係機関に属する者	稲城市民生児童委員協議会代表 (主任児童委員)
6	よこた あゆこ 横田 綾子	児童福祉関係機関に属する者	認可外保育施設代表 (株)ミニハウス代表取締役 (認証保育所 ラフ・クル-若葉台保育園)
7	なるき のりこ 成木 憲子	教育関係機関に属する者	青少年委員代表(青少年委員)
8	ならへ よしひこ 奈良部 義彦	労働者を代表する者	稲城市商工会代表
9	いとう みほ 伊藤 美保	子どもの保護者	稲城市立幼稚園父母の会連合会代表
10	いまにし みわこ 今西 美和子	子どもの保護者	保育園保護者代表
11	しもそおがわ みほ 下曽小川 美穂	子どもの保護者	稲城市立学校PTA連合会代表
12	はまだ ゆりえ 浜田 有里恵	一般公募による市民	

◎：会長 ○：副会長

※稲城市子ども・子育て会議条例の規定順により表記





稲城市 子ども・子育て支援事業計画  
～いなぎみんなで子育てプラン～

発行日 令和2年3月

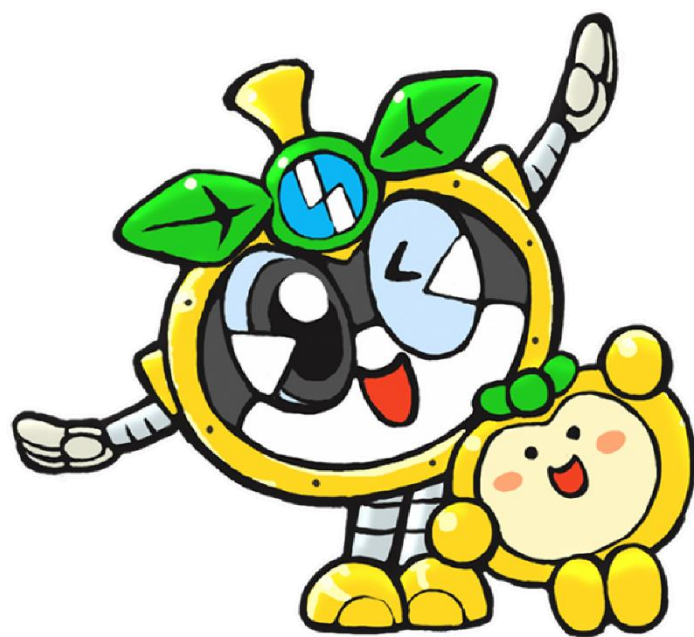
発行者 稲城市

住 所 〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地

TEL 042-378-2111（代表）

編 集 稲城市 福祉部 子育て支援課





© K.Okawara · Jet Inoue

箱城市